

令和 8 年度 もんじゅ格納容器等空調設備
定期設備点検

引合仕様書

令和 7 年 11 月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
廃止措置部 設備保全課

目次

1. 一般事項	1
1.1適用範囲	1
1.2件　名	1
1.3目　的	1
1.4作業場所	1
1.5作業期間及び納期	1
1.6適用図書	2
1.7適用又は準拠すべき法令	2
1.8提出図書	3
1.9保　証	3
1.10 グリーン購入法の推進	3
2. 点検仕様	3
2.1点検等範囲	3
2.2作業内容	4
2.3重要度分類	4
3. 原子力機構の支給品及び貸与品	5
4. 試験・検査及び検収	6
4.1試験・検査	6
4.2検　収	6
4.3 検査員及び監督員	6
5. 特記事項	6
別表-1 提出図書リスト	7
添付図書リスト	9

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という)が『令和 8 年度 もんじゅ格納容器等空調設備定期設備点検』の発注にあたり、当該点検固有の仕様を示すものである。

本仕様書の他に本点検にかかわる一般事項については1. 6項「適用図書」に記載の仕様書類の内容も適用される。

尚、本仕様書及びその他仕様書類の記載内容が重複し、内容に差異のある場合には、本仕様書が優先されるものとする。

また、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 本仕様書の作業は、管理区域作業も含まれることから、放射線管理に係わる知識を有している者が必要である。
- ・ 作業者は「JIS Z 2305 非破壊試験－技術者の資格及び認証」に規定する浸透探傷試験(PD)レベル 2 以上の資格を有していること。

1.2 件名

本仕様書により実施する点検の件名は以下の通りとする。

『令和 8 年度 もんじゅ格納容器等空調設備定期設備点検』

1.3 目的

本仕様書により実施する点検の目的は以下の通りとする。

「もんじゅ」に設置されている格納容器等空調設備について、点検計画に基づき実施する保守点検及び設備機能維持に必要となる補修作業を実施し設備の健全性を確保する。

1.4 作業場所

高速増殖原型炉もんじゅ構内

1.5 作業期間及び納期

作業期間:(契約締結後)～令和 9 年 2 月 26 日

(作業期間に関しては別途協議)

納期:令和 9 年 2 月 26 日

点検期限:別途指示

1.6適用図書

本仕様書により実施する点検に適用される主な図書を以下に示す。受注者は、これらの原子力機構指定の適用図書の内容を検討し、設計、製作、現地工事等に反映すること。以下の適用図書の他、受注者が実施範囲の実施にあたり適用する必要があると判断する適用図書は実施前に速やかに原子力機構に対し確認を得ること。

- ・請負契約にかかる一般仕様書
- ・品質管理要領
- ・放射線管理要領
- ・設備図書等運用要領

1.7適用又は準拠すべき法令

本仕様書に基づく点検の実施にあたり、設計、製作、施工条件等の決定に際して適用又は準拠すべき法令、規格、基準等(以下「適用法令等」という)の主なものは以下の通りである。以下の適用法令等の他、受注者が点検を実施するにあたり適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は点検前に速やかに原子力機構に対し書面にて承認を得ること。また必要な許認可は事前の打合せにより、原子力機構が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に実施する。なお受注者が行う許認可について、その写しをその都度原子力機構指定に提出すること。

- (1) 原子力規制委員会設置法
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び同法の関係法令
- (3) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- (5) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
- (6) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- (7) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(総理府令 122 号)
- (8) 電気事業法及び同法の関係法令
- (9) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (10)国際規制物資の使用等に関する規則(総理府令 50 号)
- (11)消防法及び同法の関係法令・計量法及び同法の関係法令
- (12)高圧ガス保安法及び同法の関係法令
- (13)労働安全衛生法及び同法の関係法令
- (14)自然公園法及び同法の関係法令
- (15)廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令

- (16) 福井県条例
- (17) 敦賀市条例
- (18) 電気設備に関する技術基準を定める省令(省令 52 号)
- (19) 日本産業規格 (JIS)
- (20) 高速増殖原型炉もんじゅ規則類
- (21) 日本機械学会基準発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所配管減肉管理
に関する技術規格
- (22) その他、関連するもの

1.8 提出図書

受注者は、別表-1「提出図書リスト」及び本仕様書にて適用を指定した「請負契約にかかる一般仕様書」に定める図書を遅滞なく提出すること。

1.9 保証

保証期間は、本仕様書に基づく目的物引き渡し後1年間とする。保証期間内に受注者の責に帰すべき設計、検査、施工上の不備または施工方法の不良等に基づく故障その他の不具合が発生した場合には、その処置について原子力機構の承認を受け、受注者の責任において速やかに修理、または取替を行わなければならない。

1.10 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に該当する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

2. 点検仕様

2.1 点検等範囲

本仕様書により実施する点検の範囲は次の通りである(詳細は各適用図書参照)
本点検を行うにあたっての総括業務を基本とする下記業務を行うこと。

- ・品質保証管理
- ・放射線管理
- ・一般労働安全管理
- ・工程管理
- ・その他本業務を遂行するにあたっての付帯業務

尚、上記の業務範囲には、点検の目的を達成するために必要な次の作業も含まれるものと

する。

- ・関連文献、資料等の調査
- ・原子力機構仕様に基づく技術検討、評価
- ・その他材料選定、製作、運転、保守等に係わる技術検討、評価
- ・点検用資材の保管及び搬出入
- ・仮置設備の設置(機械及び区域養生、安全対策等)
- ・試験、検査用機器及び計器の管理
- ・官庁検査等の受検助勢
- ・関連作業間の連絡、調整
- ・点検後の片付け、清掃等の点検場所の復旧

2.2 作業内容

本仕様書により実施する作業内容は次の通りである。

- (1) 下記の点検計画に記載されている機器について、記載の点検項目、点検内容の通り点検を実施する。

- ・高速増殖原型炉もんじゅ 点検計画

- (2) 上記点検計画の詳細及び点検計画に記載無き補修等作業については下記の技術仕様に基づき作業を行う。

- ・技術仕様-1 令和8年度 もんじゅ格納容器等空調設備 定期設備点検
- ・技術仕様-2 点検対象機器リスト
- ・技術仕様-3 格納容器等空調用冷凍機開放点検

2.3 重要度分類

系統番号	系統	機器種別	耐震クラス	品質管理	安全機能の重要度分類
661	アニュラス循環排気装置		A	B	MS-1
662	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	—	C	D	—
663A～C	主冷却系 窒素雰囲気調節装置 A～C	—	C	D	—
664	格納容器換気装置	5	B	D	—
665	格納容器空気雰囲気調節装置	—	C	D	—
666	格納容器減圧装置	5	B	D	—

系統番号	系統	機器種別	耐震クラス	品質管理	安全機能の重要度分類
667	空調用冷媒設備	—	B	D	—
671	燃料取扱設備室窒素霧囲気調節装置	—	C	D	—
672	燃料取扱設備室換気装置	換気系	—	B	D
		浄化系	5	A	B
673	放射線管理室空調装置	—	B	D	—
674	空調用冷水設備 I	—	As	C	MS-1
675	空調用冷水設備 II	—	C	D	—
681	中央制御室空調装置	—	As	C	MS-1
682	補助建物一般換気装置	—	C	D	—
683 A～C	蒸気発生器室換気装置 A～C	—	C	D	—
		—	C	D	—
684	メンテナンス冷却系室換気装置	—	C	D	—
685	電気設備室換気装置 I	—	C	D	—
686	電気設備室換気装置 II	—	C	D	—
687	電気設備室換気装置 III	—	C	F	—
688 A～C	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 換気装置 A～C	—	C	D	—
		—	C	D	—
691	タービン建物換気装置	—	C	F	—
692	ディーゼル建物電気設備室空調装置	—	C	F	—
693	ディーゼル発電機室換気装置	—	C	F	—
694	ディーゼル建物一般換気装置	—	C	F	—
695	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	—	B	D	—
696	メンテナンス・廃棄物処理建物 非管理区域換気装置	—	B	D	—

3. 原子力機構の支給品及び貸与品

本仕様書に基づく点検作業の実施にあたり、原子力機構が支給するものは以下の通りである。これらの支給品は原子力機構の指定する地点より供給可能な範囲内とし、支給地点から

先の仮設備及びこれらの支給品以外で点検作業に必要となる資材は、2項「点検仕様」を参考にして受注者側で用意すること。尚、支給品及び貸与品の使用については、事前に原子力機構所定の手続きを行うとともに、原子力機構の定める使用要領、規則等を遵守すること。

- (1) 支給品
技術仕様による
- (2) 貸与品
技術仕様による

4. 試験・検査及び検収

4.1 試験・検査

本仕様書の点検において実施する主要な試験・検査項目は各技術仕様に従いこれを満足すること。

尚、該当する機器について試験・検査項目の内容及び手順等について原子力機構の承認を得て実施すること。

4.2 検 収

本仕様書に基づく実施範囲は以下の条件を満たした場合に検収とする。

- (1) 4.1項に示す試験・検査の全項目に合格していること。
- (2) 1.8項の「提出図書リスト」に記載する全図書が提出されていること。

4.3 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) もんじゅ格納容器等空調設備定期設備点検作業 廃止措置部 設備保全課長

5. 特記事項

- (1) 受注者は現地の点検の実施にあたり、「労働安全衛生法」その他関連法規及び原子力機構の諸規則並びに指示事項を受注者の作業員に周知徹底させると共に、災害防止についての万全の対策をたて、安全衛生の確保に万全を期すること。
- (2) 受注者は現地の点検期間中、原子力機構と密接な連絡を取り、その指示に従うと共に、不具合等が発見された場合には速やかに報告すると共に原子力機構と協議し、適切な措置を講じるものとする。
- (3) 受注者は現地の点検において他作業とのエリア調整及び工程調整を図りながら作業を円滑に進めるよう努めること。

- (4)受注者は現地の点検の実施により作業区域内にある既設の関連機器及び周辺機器の健全性に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (5)受注者は原子力機構にて行う現地の点検のために必要な系統隔離作業を助勢すること。
- (6)受注者は現地の点検の完了にあたっては当該作業における問題点、ヒヤリハットの事例を遺漏なく報告すると共に、具体的かつ現実的な改善提案を報告書に盛り込むこと。
- (7)受注者は機器の開放、閉鎖にあたっては異物混入防止検査を徹底すること。検査は、機器の構造を確認した上で、構造上、目視により直接異物確認できない個所については、ハンドミラー等の器具を用いて配管との接続部まで確実なチェックを行うこととし、その旨を作業要領書に明記すること。また、作業要領書の読み合わせ及び作業ミーティング等において、作業関係者に対し、異物混入防止に関する教育の徹底を図ること。
- (8)受注者は持ち込み品の管理については、各作業において持ち込んだものは残さず持ち出すという作業の基本の徹底を図ることとし、この旨を作業要領書に明記すること。また、作業員に対し繰り返し教育、指導を行うこと。
- (9)受注者は本点検に伴い発生した廃材等を産業廃棄物処理業者に依頼し処理する場合には、産廃業者の産廃処理許可証並びに処理報告等を確認しその写しを原子力機構に提出すること。
- (10)経年的な変化を呈する機器のうち、必要なものについて、今回の点検結果を元に過去の記録と経年比較を実施し、傾向管理(傾向記録、傾向グラフ、写真比較等)及び考査を加え(性能劣化及び各部の経年変化等を客観的かつ的確に把握できるものとし、今回までの使用状態が定量的に評価できるものとする)作業報告書に盛り込むこと。
- (11)写真により点検の状況及び結果を記録する。
- (12)試験・検査はできる限り様式化し、記録項目を統一化して提出すること。また、根拠を説明できる判定基準を明記すること。
- (13)工事記録には交換部品について、計画または計画外が明確に判るような記録とし取替えの理由・期日及び修理内容を明らかにすること。(消耗品は除く)
- (14)受注者が作成する作業要領書(記録含む)作成の際には、仕様書添付の点検計画記載事項との整合を取るようにすること。詳細は原子力機構と協議の上決定すること。

別表-1 提出図書リスト

図書名	提出時期	提出先	部数	備考
1. 提出図書一覧表	着手前	設備保全課	2	(注9)
2. 品質保証計画書	着手前	〃	4	(注7)、(注9)
3. 安全管理計画書	着手前	〃	3	(注7)、(注9)

図書名	提出時期	提出先	部数	備考
4. 着工届	着手前	〃	2	仕様内作業着手前
5. 現場代理人届	着手前	〃	2	
6. 現場作業責任者届	着手前	〃	2	
7. 安全衛生責任者届	着手前	〃	2	
8. 点検要領書	着手前※	〃	3	(注9)
9. 試験・検査要領書	着手前	〃	3	(注1)、(注9)
10. 設計、設備変更に関する図書	その都度	〃	3	(注9)
11. 試験／検査用機器試験成績書	試験/検査前	〃	2	(注2)、(注9)
12. 作業体制表(作業／緊急時)	着手前	〃	2	(注3)
13. 教育計画書	教育開始前	〃	1	必要に応じ
14. 教育記録	着手前	〃	1	必要に応じ
15. 工程表(月間／週間)	別途	〃	別途	(注4)
16. 有資格者リスト	着手前	〃	別途	(注1)(注10)
17. 外注(購入)先一覧表	着手前	〃	別途	(注8)
18. 受注者が行う許認可書類の写し	その都度	〃	2	
19. 作業日報	当日分を翌日	〃	1	
20. 作業月報	当月分を翌月	〃	1	
21. 作業要領書(試験・検査要領書) の読み合わせ記録	着手前	〃	1	
22. TBM、KYの確認シート	当日作業開始前	〃	1	
23. 点検報告書	作業完了後	〃	2	(注5)、(注9)
24. 試験・検査成績書	試験完了後	〃	2	(注6)、(注9)
25. 竣工届	竣工後	〃	2	
26. 檢収届	検収時	〃	1	(注4)

図書名	提出時期	提出先	部数	備考
27. その他原子力機構との協議により必要とされる書類	その都度	〃	別途	

※:作業開始時期を踏まえ、裕度を持った時期に提出する。

(注 1):点検要領書に含めても良いものとする。

(注 2):試験／検査用機器の試験成績書は、トレーサビリティがとれていることが確認できるように記載したものとする。

(注 3):点検要領書等に記載されていれば提出は省略できるものとする。

(注 4):原子力機構より所定の様式を入手し作成するものとする。

(注 5):正式提出前に原子力機構担当者に内容説明を行い、事前了解を得るものとする。

(注 6):点検報告書に含めても良いものとする。

(注 7):原子力機構から受注した他案件により、同年度に提出している場合は、省略しても良いものとする。なお、当該工事の品質保証活動が、年度始めに提出した品質保証計画書と差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

(注 8):①機器番号を有する機器の部品(機能部材)の購入先について記載する(ガスケット等消耗品の購入先は記載不要。)。

②外国製品の場合は国名を記載したものとする。

③受注者は協力会社(1次協力会社以降すべて)についても原子力機構に情報提示すること(様式は原子力機構から指定のものを使用する。)。

(注 9):「設備図書等運用要領」に基づき提出するものとする。

(注 10):有資格者の追加等が生じた場合は、有資格作業着手前までにリストを更新し、担当課の確認を得ること。

添付図書リスト

- ・技術仕様-1 令和8年度 もんじゅ格納容器等空調設備 定期設備点検 技術仕様書
- ・技術仕様-2 点検対象機器リスト
- ・技術仕様-3 格納容器等空調用冷凍機開放点検 技術仕様書

令和 8 年度 もんじゅ格納容器等空調設備定期設備点検 技術仕様書

1. 件名

令和 8 年度 もんじゅ格納容器等空調設備定期設備点検

2. 点検の範囲及び仕様

2. 1 点検範囲

本仕様書により実施する点検の系統範囲は次の通りである

- (1) 664 格納容器換気装置
- (2) 672 燃料取扱設備室換気装置
- (3) 673 放射線管理室空調装置
- (4) 681 中央制御室空調装置
- (5) 682 補助建物一般換気装置
- (6) 683 蒸気発生器室換気装置
- (7) 685 電気設備室換気装置 I
- (8) 686 電気設備室換気装置 II
- (9) 687 電気設備室換気装置 III
- (10) 688 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置
- (11) 691 タービン建物換気装置
- (12) 692 ディーゼル建物電気設備室空調装置
- (13) 693 ディーゼル発電機室換気装置
- (14) 694 ディーゼル建物一般換気装置
- (15) 695 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置

2. 2 点検仕様

本仕様書により実施する点検範囲及び点検仕様の詳細については、下記のとおりである。
尚、点検対象機器については添付「技術仕様-2 点検対象機器リスト」を参照のこと。

[1] 格納容器等空調設備 定期設備点検

(1) ファン分解点検（6台）（技術仕様2 添付資料-1 参照）

点検項目：分解点検

点検内容：点検前データ採取、各部品点検手入れ、非破壊検査

消耗品交換、試運転

1) 点検前データ採取

- ・分解点検前の風量を測定し設計風量と比較し評価する。
- ・点検前外観確認

2) 各部品点検手入れ

- ・インペラ、ベルマウス、ケーシング内部、フレキシブル継手等を取り外し清掃後外観点検、各部の寸法計測を行い異常のないことを確認する。
- ・応力集中部について浸透探傷検査（キー及びインペラハブ）を実施すること。

3) ケレン及び補修塗装

- ・ケーシング内外部について、ケレン及び錆止め・上塗り塗装を実施する。（必要な箇所）

4) 非破壊検査

- ・インペラハブ、キーにおいて非破壊検査を実施する。

5) タッチアップ塗装

- ・必要な箇所にタッチアップ塗装を実施する。

6) 消耗品交換（添付-1 参照）

- ・点検に伴って発生する開放箇所のパッキン及びガスケット類を交換する。
- ・部品はメーカー自主検査品とする。
- ・旧品の劣化状態を確認する。

7) 試運転

- ・分解組立後試運転を行い、異常な振動・騒音等もなく機器が運転されることを確認する。
- ・試運転はファン風量の測定を実施し、測定値が設計風量に記載されている値を満足していることを確認する。

（万一、実測値が所定の値を下回った場合は原因の究明対策の検討・提案を行うこと。）

8) 据付検査

- ・組立完了後又は試運転終了後に据付外観検査を行い、異常のない事を確認する。

*特記事項

- ・点検の結果、工場持ち帰りの必要が生じた場合は、費用も含め対応を別途協議とする。

・作業要領書及び報告書は機器毎若しくは同形式毎に作成する。

(2) ファン電動機分解点検 (6台) (技術仕様2 添付資料-2 参照)

点検項目:外観点検、特性試験、分解点検、機能・性能試験

点検内容:外観点検、絶縁抵抗測定、導通確認、点検手入れ、消耗品交換、寸法確認、試運転

1) 特性試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・導通確認

2) 電動機外観点検

・電動機の外観状態を確認し、有意な亀裂、変形、損傷、腐食、付着物のないことを確認する。

3) 各部品点検手入れ

- ・電動機ブラケット等を取り外し清掃後、外観点検を行い異常のないことを確認する。
- ・応力集中部について浸透探傷検査(電動機シャフト)を実施すること。
- ・電動機ローター及びステーラーの点検を行い異常のないことを確認する。
- ・グリースアップ

4) 軸溶射加工

I. 電動機軸溶射加工

- ① 炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファン電動機(688CB0001A-M):
負荷側軸溶射加工、反負荷側軸溶射加工

5) タッチアップ塗装

- ・必要な箇所(塗装の剥がれた箇所等)にタッチアップ塗装を実施する。

6) 電動機寸法確認

- ・電動機各部の寸法計測を行い異常がないことを確認する。

なお、分解点検時にて判定基準(嵌合公差)を満足した場合でも参考値として採取した軸外径寸法、ブラケット内径寸法に有意な劣化が見られた場合には、次回分解点検時に修繕(溶射加工 等)又は交換することとする。

7) 消耗品交換 (添付-2 参照)

- ・点検に伴って発生する開放箇所のパッキン、軸受及びガスケット類を交換する。

・部品はメーカー自主検査品とする。

8) 電動機単体試運転

9) 試運転

10) 据付検査

- ・組立完了後又は試運転終了後に据付外観検査を行い、異常のない事を確認する。

*特記事項

- ・点検の結果、工場持ち帰りの必要が生じた場合は、費用も含め対応

を別途協議とする。

・作業要領書及び報告書は機器毎若しくは同形式毎に作成する。

(3) ファン及びファン電動機の簡易点検 (5台) (技術仕様2 添付資料-3 参照)

点検項目:簡易点検

点検内容:外観点検、絶縁抵抗測定、試運転

I. 遠心直結送風機簡易点検 (5台)

- 1) 外観点検
- 2) 電動機絶縁抵抗測定
- 3) 軸受箱内グリース交換
- 4) 試運転(軸受音確認、振動測定、モータ軸受及び周囲温度測定、定常(運転)電流^{※1}、風量測定^{※1})

※1:681_B0001B のみ実施

(4) 空気作動ダンパ点検 (34台) (技術仕様2 添付資料-4 参照)

点検項目:機能・性能確認

点検内容:作動確認

- 1) 外観点検(点検手入れ前後)
- 2) 保温材の撤去／復旧(作業干渉する場合に実施)
- 3) 軸受部への注油・清掃
 - ・ダンパ外部の清掃及びダンパ軸受部に注油を行う。
- 4) 作動確認(点検手入れ後)
 - ・ダンパの開閉作動を行い、ガタツキ及び固着等の作動不良がないことを確認する。
- 5) 最終外観確認
 - ・ダンパ開度が適正な位置で確認する。
 - ・機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。

(5) 空気作動ダンパ点検(計装) (7台) (技術仕様2 添付資料-5 参照)

点検項目:外観点検、機能・性能試験2、特性試験、取替3

点検内容:作動確認

1) 外観点検(目視点検)

点検内容:機能・性能試験2

1) 機能・性能試験(作動試験)

2) 特性試験(導通試験)

点検内容:特性試験

1) 特性試験(絶縁抵抗測定)

点検内容:取替3

1) 消耗品取替 (添付-3 参照)

点検内容:作動確認(点検手入れ前後)

1) ダンパの開閉作動を行い、ガタツキ及び固着等の作動不良がないことを

確認する。

点検内容:最終外観確認

- 1) ダンパ開度が適正な位置で確認する。
- 2) 機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。

(6) 防火ダンパ点検 (82 台) (技術仕様 2 添付資料-6 参照)

点検項目:内部点検

点検内容:外観点検、作動確認、据付検査

- 1) 外観点検(点検手入れ前後)
- 2) 作動確認(点検手入れ後)
 - ・ダンパの開閉作動を行い、ガタツキ及び固着等の作動不良がないことを確認する。
- 3) 保温材の撤去／復旧(作業干渉する場合に実施)
- 4) 軸受部への注油・清掃
 - ・ダンパ外部の清掃及びダンパ軸受部に注油を行う。
- 5) 内部点検
 - ・内部開閉機能の点検、手入れ
 - ・温度ヒューズ交換 (添付-4 参照)
- 6) 最終外観確認
 - ・機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。

(7) ダンパ類等点検用足場組立解体 (技術仕様 2 添付資料-7 参照)

- 1) 資材搬入
- 2) 足場組立／解体
- 3) 足場解体
- 4) 資材搬出

[2] 格納容器等空調設備 定期設備点検

(1) 主冷系ダクト内部確認 (A,B,C)

- ・各 1 次主冷却系室窒素置換前にダクト内部に結露等の水溜りがないことを確認する。確認箇所は各ループダクト最下部とする。(点検口 600A)
 - ・水溜り等の異常があった場合は協議の上対応する。(水中ポンプの設置等)
- 1) 作業準備、後片付け
 - 2) 内部確認(ダクト点検口用パッキン購入・取替え含む)
 - 3) 消耗品交換 (添付-5 参照)

3. 原子力機構の支給品及び貸与品

本仕様書に基づく点検作業の実施にあたり、原子力機構が支給するものは以下の通りである。これらの支給品は原子力機構の指定する地点より供給可能な範囲内とし、支給地点から先の仮設備及びこれらの支給品以外で点検作業に必要となる資材は、2. 2項「点検仕様」を

参考にして受注者側で用意すること。尚、支給品及び貸与品の使用については事前に原子力機構所定の手続きを行うとともに、原子力機構の定める使用要領、規則等を遵守すること。

3.1 支給品

- (1) 作業用電力
- (2) 作業用圧縮空気(所内用空気)
- (3) 構内純水
- (4) 軸受潤滑油(米国ロイヤルパープル社製) 1式
- (5) 軸受潤滑油(マルテンプ SRL) 1式
- (6) 軸受潤滑油(アルバニアグリースNo.2) 1式
- (7) ファン分解及びファン電動機分解点検に係わる交換部品 1式^{※1}
- (8) 空気作動ダンパ点検(計装)に係わる交換部品 1式^{※1}

※1: 詳細な交換部品は添付-1、2、3 参照。

3.2 貸与品

- (1) 構内に設置されている荷役設備、工作機械等

4. 試験・検査及び検収

4.1 試験・検査

本仕様書の点検範囲において実施する主要な試験・検査項目は以下の通りである。

尚、該当する機器について試験・検査項目の内容及び手順等について原子力機構の承認を得て実施すること。

- (1) 外観検査
- (2) 据付検査
- (3) 取替部品照合
- (4) 潤滑油量確認
- (5) 非破壊検査
- (6) 漏えい検査
- (7) 異物混入防止検査
- (8) 絶縁抵抗測定
- (9) 単体作動確認
- (10) 統復旧時の機能状態確認
- (11) 試運転

4.2 検収

本仕様書に基づく実施範囲は以下の条件を満たした場合に検収とする。

- (1) 4.1項に示す試験・検査の全項目に合格していること。
- (2) 別表の「提出図書リスト」に記載する全図書が提出されていること。

5. 特記事項

- (1) 工事完了にあたっては、当該工事における問題点、ヒヤリハットの事例を忌憚なく

報告すると共に、具体的かつ現実的な改善を報告書に盛り込み、提出すること。

- (2) 他作業及びプラント運転工程を熟知し、換気空調系に関連する他の点検・交換作業との工程調整を確実に行い、工程表を作成し原子力機構の承認を得てこれを遂行すること。
- (3) 工事発注の条件として、下記の条件を満たすものとする。
 - ① 本仕様書に記載した換気空調設備と同等の設備について、受注者として十分な点検実績を有し、交換部品、消耗品等が支障なく調達できること。
 - ② 点検に際し、別途原子力機構から指示のある各機器の点検期限を厳守する事。また、点検期限を厳守するための作業調整に努める事。

点検対象機器リスト

[1] 格納容器等空調設備 定期設備点検

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ファン及び電動機の分解点検対象機器リスト | 添付資料- 1、2 |
| ・ファン及び電動機の簡易点検対象機器リスト | 添付資料- 3 |
| ・空気作動ダンパ点検対象機器リスト | 添付資料- 4、5 |
| ・防火ダンパ点検対象リスト | 添付資料- 6 |
| ・ダンパ類等足場対象リスト | 添付資料- 7 |

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔／頻度	点検期限	備考	
683	蒸気発生器室換気装置	683BB0002A	蒸気発生器室(B)排気ファンA	1	TBM	分解点検	蒸気発生器室(B)排気ファンA一式	分解点検	点検前データ採取、各部品点検手入れ、消耗品交換、試運転、運転圧漏えい確認、絶縁抵抗測定	—	100M	2027/07	簡易点検含む(期限:2028/4)	
685	電気設備室換気装置I	685_B0002B	バッテリ室排気ファンIB	1	TBM	分解点検	バッテリ室排気ファンIB一式	分解点検	点検前データ採取、各部品点検手入れ、消耗品交換、試運転、運転圧漏えい確認、絶縁抵抗測定	—	100M	2027/06	簡易点検含む(期限:2028/3)	
686	電気設備室換気装置II	686_B0002B	バッテリー室排気ファンIIB	1	TBM	分解点検	バッテリー室排気ファンIIB一式	分解点検	点検前データ採取、各部品点検手入れ、消耗品交換、試運転、運転圧漏えい確認、絶縁抵抗測定	—	100M	2027/07	簡易点検含む(期限:2028/3)	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BB0001A	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA	1	TBM	分解点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA一式	分解点検	点検前データ採取、各部品点検手入れ、消耗品交換、試運転、運転圧漏えい確認、絶縁抵抗測定	—	100M	2027/06	簡易点検含む(期限:2028/3)	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CB0001A	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA	1	TBM	分解点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA一式	分解点検	点検前データ採取、各部品点検手入れ、消耗品交換、試運転、運転圧漏えい確認、絶縁抵抗測定	—	100M	2026/09	簡易点検含む(期限:2028/3)	
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_B0001C	ディーゼル発電機室給気ファンC	1	TBM	分解点検	非破壊試験	インペラハブ、キー	非破壊試験(PT)	浸透探傷試験を行う	所定の基準を満足すること。	100M	2027/07	
								インペラ、キー、ケーシング、取付ボルト、吸込口金網、基礎ボルト	分解点検(外観検査:手入後)	腐食の有無を目視により確認する。	異常な腐食・劣化がないこと。			
								ケーシング、インペラ	寸法計測	ケーシング、インペラとのギャップ計測を行う。	ギャップ寸法が規定値内であること。			
								軸とインペラハブ	寸法計測	インペラハブ内径と軸外形の嵌め合い寸法計測を行う。	嵌め合い寸法が規定値内であること。			
								パッキン、爪付座金	交換	交換を実施する	—			
							ファン	据付検査	復旧状態に異常がないことを確認する。	機器本体に着しい傷、打こん、腐食、変形、クラック等がないこと。■ 据付部の最終状態が適正であり、他の機器、配管との干渉及び異常な変形がないこと。■ 塗装は斑なく塗られていること。■ 塗装の剥離がないこと。■ 機器の据付状態に異常がないこと。■ 据付けた状態で周囲状況を確認する。■	100M	2027/07		
							ファン	試運転	試運転を実施し、以下を測定する。 ・定常(運転) 電流 ・振動値 ・異音の有無 ・モータ軸受部及び周囲温度 ・風量	電流値、振動値、モータ軸受部温度及び風量が規定値内であること。■ 異音のないこと。				

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	保全タスク	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
683	蒸気発生器室換気装置	683BB0002A-M	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）	1	TBM	外観点検	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）一式	外観点検	外観確認	—	100M	2027/07	
						特性試験	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）一式	特性試験	絶縁抵抗測定	—	100M	2027/06	
						特性試験	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）一式	特性試験	導通確認	—			
						分解点検	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）一式	分解点検	点検手入れ,消耗品交換,寸法確認	—	100M	2027/06	
						機能・性能試験	蒸気発生器室（B）排気ファンA（電動機）一式	機能・性能試験	試運転	—	100M	2027/07	
685	電気設備室換気装置 I	685_B0002B-M	バッテリ室排気ファンI B（電動機）	1	TBM	外観点検	バッテリ室排気ファンI B（電動機）一	外観点検	外観確認	—	100M	2027/06	
						特性試験	バッテリ室排気ファンI B（電動機）一	特性試験	絶縁抵抗測定	—	100M	2027/06	
						特性試験	バッテリ室排気ファンI B（電動機）一	特性試験	導通確認	—			
						分解点検	バッテリ室排気ファンI B（電動機）一	分解点検	点検手入れ,消耗品交換,寸法確認	—	100M	2027/06	
						機能・性能試験	バッテリ室排気ファンI B（電動機）一	機能・性能試験	試運転	—	100M	2027/06	
686	電気設備室換気装置 II	686_B0002B-M	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	1	TBM	外観点検	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	外観点検	外観確認	—	100M	2027/07	
						特性試験	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	特性試験	絶縁抵抗測定	—	100M	2027/07	
						特性試験	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	特性試験	導通確認	—			
						分解点検	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	分解点検	点検手入れ,消耗品交換,寸法確認	—	100M	2027/07	
						機能・性能試験	バッテリ室排気ファンI I B（電動機）	機能・性能試験	試運転	—	100M	2027/07	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	保全タスク	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BB0001A-M	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電動機)	1	TBM	外観点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電)	外観点検	外観確認	—	100M	2027/06	
						特性試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電)	特性試験	絶縁抵抗測定	—	100M	2027/06	
						特性試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電)	特性試験	導通確認	—			
						分解点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電)	分解点検	点検手入れ,消耗品交換,寸法確認	—	100M	2027/06	
						機能・性能試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファンA(電)	機能・性能試験	試運転	—	100M	2027/06	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CB0001A-M	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電動機)	1	TBM	外観点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電)	外観点検	外観確認	—	100M	2026/09	
						特性試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電)	特性試験	絶縁抵抗測定	—	100M	2026/09	
						特性試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電)	特性試験	導通確認	—			
						分解点検	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電)	分解点検	点検手入れ,消耗品交換,寸法確認	—	100M	2026/09	
						機能・性能試験	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファンA(電)	機能・性能試験	試運転	—	100M	2026/09	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	保全タスク	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_B0001C-M	ディーゼル発電機室給気ファンC（電動機）	1	TBM	分解点検（シールド・ペアリング）	—	機能・性能試験	単体試運転を実施し、以下を測定する。 ・温度・振動値・異音/異臭の有無・運転電流・回転方向	電流値、軸受部温度、振動値、及び運転電流が規定値内であること。☒ 異音・異臭が無く回転方向が合っていること。	100M	2027/07	
							—	機能・性能試験	負荷試運転を実施し、以下を測定する。 ・温度・振動値・異音の有無・運転電流	電流値、軸受部温度、振動値、及び運転電流が規定値内であること。☒ 異音のないこと。			
							—	据え付け状態検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	据付けた状態で周囲状況を目視にて確認し、干渉等のないこと。☒ 機器本体に著しいき裂、変形、損傷、腐食、付着物等がないこと。			
							プラケット	分解点検（寸法測定）	主軸、軸受プラケットのベアリング嵌め合い部の寸法測定を実施する。	隙間寸法が規定値内であること。			
							プラケット、フレーム、ベッド（支持金物）、回転子コア、固定子コア、取付	分解点検（外観点検）	主軸、プラケット、フレーム、ベッド（支持金物）、回転子コア、回転子棒・エンドリング、固定子コア、取付ボルト、端子箱について外観点検を実施する。	異常な腐食がないこと。			
							固定子コイル	特性試験（巻線抵抗測定）	固定子コイルについて巻線抵抗を測定する。	導通があること			
							固定子コイル、口出線、接続部品	特性試験（絶縁抵抗測定）	固定子コイル（口出線、接続部品含む）について絶縁抵抗測定を実施する。	絶縁抵抗が判定値以上であること。			
							軸受	定期消耗品取替え	軸受（負荷側及び反負荷側）の交換を実施する。	既設と同等品であること			
							主軸	分解点検（寸法測定）	軸端振れを計測する。	軸端振れが規定値内であること。			
							主軸	分解点検（外観点検）	主軸、プラケット、フレーム、ベッド（支持金物）、回転子コア、回転子棒・エンドリング、固定子コア、取付ボルト、端子箱について外観点検を実施する。	異常な摩耗がないこと。			
							主軸	分解点検（寸法測定）	主軸、軸受プラケットのベアリング嵌め合い部の寸法測定を実施する。	嵌め合い寸法が規定値内であること。			
							主軸	非破壊試験	軸（負荷側）のキー溝部を対象に、浸透探傷試験を行う。	所定の判定基準内であること。			
							接地部	外観点検（接地部）	接地用導線について接続状態等異常のないこと	接地用導線について接続状態等異常のないこと			
							電源ケーブル	特性試験（ケーブル絶縁抵抗測定）	電動機受電用の電源ケーブルについて絶縁抵抗を測定する。	所定の絶縁抵抗値以上であること。			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
664	格納容器換気装置	664_B0002A	格納容器排気ファンA	1	TBM	簡易点検	格納容器排気ファンA一式	簡易点検	外観点検 絶縁抵抗測定 試運転	—	28M	2026/12	
672	燃料取扱設備室換気装置	672_B0003A	燃料取扱設備室排気ファンA	1	TBM	簡易点検	燃料取扱設備室排気ファンA一式	簡易点検	外観点検 絶縁抵抗測定 試運転	—	28M	2026/07	
673	放射線管理室空調装置	673_B0002A	放射線管理室排気ファンA	1	TBM	簡易点検	放射線管理室排気ファンA一式	簡易点検	外観点検 絶縁抵抗測定 試運転	—	28M	2026/10	
681	中央制御室空調装置	681_B0001B	中央制御室空調ファンB	1	TBM	簡易点検	ファン	外観検査	損傷の確認塗装の確認据付 状態の確認	機器本体に着しいかき傷、 打こん、腐食、変形、クラック等がないこと。☒ 据付部の最終状態が適正で あり、他の機器、配管との 干渉及び異常な変形がない こと。☒ 塗装は斑なく塗られている こと。☒ 塗装の剥離がないこと。☒ 機器の据付状態に異常がな いこと。☒ 据付けた状態で周囲状況を 目視にて確認し、干渉等の ないこと。	28M	2026/12	
							ファン		試運転を実施し、以下を測 定する。 ・定常(運転)電 流 ・振動値 ・異音の有 無 ・モータ軸受部及び周 囲温度 ・風量	試運転	電流値、振動値、モータ軸 受部温度及び風量が規定値 内であること。☒ 異音のないこと。		
695	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	695_B0002A	メンテナンス・廃棄物処理建物排気ファンA	1	TBM	簡易点検	メンテナンス・廃棄物処 理建物排気ファンA一式	簡易点検	外観点検 絶縁抵抗測定 試運転	—	28M	2026/06	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
664	格納容器換気装置	664_AD001A	格納容器給気 ファンA出口 ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	格納容器給気 ファンA出口 ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
664	格納容器換気装置	664_CD002	格納容器給気 風量調節ダン パ	1	TBM	機能・性能確認	格納容器給気 風量調節ダン パ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
664	格納容器換気装置	664_CD003	格納容器給気 大気放出風量 調節ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	格納容器給気 大気放出風量 調節ダンパー	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
672	燃料取扱設備室換 気装置	672_AD002A	燃料取扱設備 室給気ファン I IA出口ダン パ	1	TBM	機能・性能確認	燃料取扱設備 室給気ファン I IA出口ダン パ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/04	
673	放射線管理室空調 装置	673_AD001A	放射線管理室 空調ファンA 出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	放射線管理室 空調ファンA 出口ダンパー	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
681	中央制御室空調裝 置	681_AD010B	中央制御室排 氣ファンB出 口隔離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	中央制御室排 氣ファンB出 口隔離ダンパ	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/04	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD001A	補助建屋一般 給気ファンI A出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	補助建屋一般 給気ファンI A出口ダンパ	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD002A	補助建屋一般 排気ファンI A出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	補助建屋一般 排気ファンI A出口ダンパ	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD003A	補助建屋一般 給気ファンI IA出口ダン	1	TBM	機能・性能確認	補助建屋一般 給気ファンI IA出口ダン	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD004A	補助建屋一般 排気ファンI IA出口ダン	1	TBM	機能・性能確認	補助建屋一般 排気ファンI IA出口ダン	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD005A	一般バッテ リー室排気 ファンA入口	1	TBM	機能・性能確認	一般バッテ リー室排気 ファンA入口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
682	補助建物一般換氣 装置	682_AD006A	一般バッテ リー室排気 ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	一般バッテ リー室排気 ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
683	蒸気発生器室換氣 装置	683BAD003 A	蒸気発生器室 (B) 排気 ファンA出口 ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	蒸気発生器室 (B) 排気 ファンA出口 ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/04	
683	蒸気発生器室換氣 装置	683CAD003 A	蒸気発生器室 (C) 排気 ファンA出口 ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	蒸気発生器室 (C) 排気 ファンA出口 ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/04	
683	蒸気発生器室換氣 装置	683CAD005 A	配管室(C) 排気ファンA 入口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	配管室(C) 排気ファンA 入口ダンパー	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/04	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688AAD001 A	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 給気 ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 給気 ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688AAD002	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 給気隔 離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 給気隔 離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688AAD003	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 排気隔 離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (A) 排気隔 離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688BAD001 A	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 給気 ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 給気 ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2026/12	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688BAD002	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 給気隔 離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 給気隔 離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2026/12	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688BAD003	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 排気隔 離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (B) 排気隔 離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2026/12	
688	炉外燃料貯蔵槽冷 却系室換氣装置	688CAD001 A	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (C) 給気 ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵 槽冷却系室 (C) 給気 ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CAD002	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気隔離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気隔離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CAD003	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)排気隔離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)排気隔離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
691	タービン建物換気装置	691_AD001A	タービン建物給気ファンIA出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	タービン建物給気ファンIA出口ダンパ	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2026/12	
691	タービン建物換気装置	691_AD001B	タービン建物給気ファンIB出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	タービン建物給気ファンIB出口ダンパ	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2026/12	
691	タービン建物換気装置	691_AD002A	タービン建物給気ファンIIA入口ダン	1	TBM	機能・性能確認	タービン建物給気ファンIIA入口ダン	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_AD001C	ディーゼル発電機室給気ファンC出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	所定の時間内に作動すること。	64M	2027/01	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	ダンパ開度が適正な位置にあること。保温材有の場合、保温材に有害な損傷がないこと。			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	ガタツキがないこと。			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	円滑に作動すること。			
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_AD001D	ディーゼル発電機室給気ファンD出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	所定の時間内に作動すること。	64M	2027/01	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	ダンパ開度が適正な位置にあること。保温材有の場合、保温材に有害な損傷がないこと。			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	ガタツキがないこと。			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	円滑に作動すること。			
694	ディーゼル建物一般換気装置	694_AD001A	ディーゼル建物一般給気ファンA出口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	ディーゼル建物一般給気ファンA出口ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
694	ディーゼル建物一般換気装置	694_AD002A	ディーゼル建物一般排気ファンA入口ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	ディーゼル建物一般排気ファンA入口ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/01	
695	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD001A	メンテナンス・廃棄物処理建物給気ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	メンテナンス・廃棄物処理建物給気ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
695	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD002A	メンテナンス・廃棄物処理建物排気ファンA出口	1	TBM	機能・性能確認	メンテナンス・廃棄物処理建物排気ファンA出口	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	
695	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD005	メンテナンス・廃棄物処理建物排気隔離ダンパ	1	TBM	機能・性能確認	メンテナンス・廃棄物処理建物排気隔離ダンパ一式	機能・性能確認	作動確認	—	64M	2027/02	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	保全タスク	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
683	蒸気発生器室換気装置	683AAD001A##	6 8 3 A系蒸気発生器室(A)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	電磁弁	外観点検(目視点検)	電磁弁について、腐食等の有無を目視にて確認する。	傷、歪、発錆、結露、変色がないこと。	148M	2034/04	
						機能・性能試験2	ポジションスイッチ	機能・性能試験(作動試験)	導通をダンパの作動試験時に確認する。	ダンパの作動試験時にダンパの表示灯が点灯すること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(導通試験)	電磁弁の電磁コイルについて導通確認を行う。	導通があること。	148M	2034/04	
						特性試験	ポジションスイッチ	特性試験(絶縁抵抗測定)	ポジションスイッチについて絶縁抵抗を測定する。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(絶縁抵抗測定)	電磁弁の電磁コイルについて絶縁抵抗測定を行う。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	208M	2026/05	
683	蒸気発生器室換気装置	683AAD005A##	6 8 3 A系配管室(A)排気ファンA入口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	電磁弁	外観点検(目視点検)	電磁弁について、腐食等の有無を目視にて確認する。	傷、歪、発錆、結露、変色がないこと。	148M	2034/04	
						機能・性能試験2	ポジションスイッチ	機能・性能試験(作動試験)	導通をダンパの作動試験時に確認する。	ダンパの作動試験時にダンパの表示灯が点灯すること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(導通試験)	電磁弁の電磁コイルについて導通確認を行う。	導通があること。	148M	2034/04	
						特性試験	ポジションスイッチ	特性試験(絶縁抵抗測定)	ポジションスイッチについて絶縁抵抗を測定する。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(絶縁抵抗測定)	電磁弁の電磁コイルについて絶縁抵抗測定を行う。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	208M	2026/05	
683	蒸気発生器室換気装置	683BAD001A##	6 8 3 B系蒸気発生器室(B)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	電磁弁	外観点検(目視点検)	電磁弁について、腐食等の有無を目視にて確認する。	傷、歪、発錆、結露、変色がないこと。	148M	2034/04	
						機能・性能試験2	ポジションスイッチ	機能・性能試験(作動試験)	導通をダンパの作動試験時に確認する。	ダンパの作動試験時にダンパの表示灯が点灯すること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(導通試験)	電磁弁の電磁コイルについて導通確認を行う。	導通があること。	148M	2034/04	
						特性試験	ポジションスイッチ	特性試験(絶縁抵抗測定)	ポジションスイッチについて絶縁抵抗を測定する。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(絶縁抵抗測定)	電磁弁の電磁コイルについて絶縁抵抗測定を行う。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	208M	2026/05	
683	蒸気発生器室換気装置	683CAD001A##	6 8 3 C系蒸気発生器室(C)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	電磁弁	外観点検(目視点検)	電磁弁について、腐食等の有無を目視にて確認する。	傷、歪、発錆、結露、変色がないこと。	148M	2034/04	
						機能・性能試験2	ポジションスイッチ	機能・性能試験(作動試験)	導通をダンパの作動試験時に確認する。	ダンパの作動試験時にダンパの表示灯が点灯すること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(導通試験)	電磁弁の電磁コイルについて導通確認を行う。	導通があること。	148M	2034/04	
						特性試験	ポジションスイッチ	特性試験(絶縁抵抗測定)	ポジションスイッチについて絶縁抵抗を測定する。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	148M	2034/04	
						特性試験	電磁弁	特性試験(絶縁抵抗測定)	電磁弁の電磁コイルについて絶縁抵抗測定を行う。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	208M	2026/05	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	保全タスク	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
683	蒸気発生器室換気装置	683CAD005A##	6 8 3 C 系配管室 (C) 排気ファン A 入口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	電磁弁	外観点検 (目視点検)	電磁弁について、腐食等の有無を目視にて確認する。	傷、歪、発錆、結露、変色がないこと。	148M	2034/04	
						機能・性能試験2	ポジションスイッチ	機能・性能試験(作動試験)	導通をダンパの作動試験時に確認する。	ダンパの作動試験時にダンパの表示灯が点灯すること	148M	2034/04	
						電磁弁	特性試験(導通試験)	電磁弁の電磁コイルについて導通確認を行う。	導通があること。				
						特性試験	ポジションスイッチ	特性試験(絶縁抵抗測定)	ポジションスイッチについて絶縁抵抗を測定する。	絶縁抵抗値が基準値以上であること	148M	2034/04	
						電磁弁	特性試験(絶縁抵抗測定)	電磁弁の電磁コイルについて絶縁抵抗測定を行う。	絶縁抵抗値が基準値以上であること				
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BAD001A##	6 8 8 B 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 紙気ファン A 出口ダンパ計装品	1	TBM	外観点検	6 8 8 B 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 紙気ファン A 出口	外観点検	目視により異常の有無確認を行う。	—	148M	2027/01	
						特性試験	6 8 8 B 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 紙気ファン A 出口	特性試験	絶縁抵抗測定／導通試験	—	148M	2027/01	
						機能・性能試験	6 8 8 B 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 紙気ファン A 出口	機能・性能試験	機器の作動試験又はインターロック試験を行う。	—	148M	2027/01	
						外観点検	6 8 8 C 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 紙気ファン A 出口	外観点検	目視により異常の有無確認を行う。	—	148M	2027/06	
						特性試験	6 8 8 C 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 紙気ファン A 出口	特性試験	絶縁抵抗測定／導通試験	—	148M	2027/06	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CAD001A##	6 8 8 C 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 紙気ファン A 出口ダンパ計装品	1	TBM	機能・性能試験	6 8 8 C 系炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 紙気ファン A 出口	機能・性能試験	機器の作動試験又はインターロック試験を行う。	—	148M	2027/06	

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0101	(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 1 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0102	(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 1 0 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0103	(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 1 0 3	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0104	(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ 104	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0105	(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ 105	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0106	(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ 106	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0107	(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 107	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0108	(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 108	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0109	(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 109	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0201	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 201	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0202	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 202	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0203	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 203	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0205	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 205	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0206	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 206	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0207	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 207	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0208	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 208	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0209	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧（CO ₂ ）兼ヒューズ式防火ダンパ 209	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0210	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧（CO ₂ ）兼ヒューズ式防火ダンパ 210	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0211	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO2) 兼 ヒューズ式防火ダンパ 211	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0212	(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 212	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0213	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 213	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0214	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 214	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0215	(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 215	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0216	(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 216	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0217	(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 217	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0218	(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 218	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0219	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧(CO2)防火ダンパ 219	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0220	(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO ₂) 防火ダンパ 220	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0221	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 221	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0222	(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 222	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0301	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ3 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0302	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ3 0 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0303	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ3 0 3	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
682	補助建物一般換気装置	682_F0304	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ3 0 4	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0305	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ3 0 5	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
682	補助建物一般換気装置	682_F0306	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ3 0 6	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0307	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ307	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0310	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ310	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0311	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ311	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0312	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ3 1 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0313	(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ3 1 3	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0314	(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ3 1 4	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
682	補助建物一般換気装置	682_F0315	(W) 補機室冷却系統 ガス圧 (CO2) 兼ヒューズ式防火ダンパ3 15	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0501	(2L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンパ501	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
682	補助建物一般換気装置	682_F0502	(2L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンパ502	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0101	(Y) 蒸気発生器室 (A) 給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 1 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0102	(Y) 蒸気発生器室 (A) 給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 1 0 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0201	(Z) 蒸気発生器室 (A) 排気系統 防火ダンパ 2 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0301	(1 A) 配管室 (A) 排気系統 防火ダンパ 301	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
683	蒸気発生器室換気装置	683BF0101	(1 B) 蒸気発生器室 (B) 給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
683	蒸気発生器室換気装置	683BF0201	(1 C) 蒸気発生器室 (B) 排気系統 防火ダンパ 201	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0101	(1D) 蒸気発生器室 (C) 給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0102	(1D) 蒸気発生器室 (C) 給気系統 防火兼用風量調整ダンパ 102	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0201	(1E) 蒸気発生器室 (C) 排気系統 防火ダンパ 201	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0301	(1F) 配管室 (C) 排気系統 防火ダンパ301	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0302	(1F) 配管室 (C) 排気系統 防火ダンパ302	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
684	メンテナス冷却系室換気装置	684_F0101	(1G) メンテナス冷却系室給気系統 防火ダンパ101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
684	メンテナンス冷却系室換気装置	684_F0201	(1 H) メンテナンス冷却系室排気系統 防火ダンパ 2 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
685	電気設備室換気装置 I	685_F0101	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 1	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
685	電気設備室換気装置 I	685_F0102	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
685	電気設備室換気装置 I	685_F0103	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 103	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0104	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 104	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0105	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 105	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
685	電気設備室換気装置 I	685_F0106	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 106	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0107	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 107	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0108	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 108	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
685	電気設備室換気装置 I	685_F0109	(1J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 109	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0110	(1J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 110	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0111	(1J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンパ 111	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
685	電気設備室換気装置 I	685_F0112	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 2	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0113	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 3	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0114	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 4	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
685	電気設備室換気装置 I	685_F0115	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 5	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0116	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 6	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
685	電気設備室換気装置 I	685_F0117	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用 風量調整ダンパ 1 1 7	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンバケーシング、ダンパ羽根	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
685	電気設備室換気装置 I	685_F0201	(1 K) バッテリー室排気 1 系統 防火兼用風量調整ダンパ 201	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーション、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688AF0101	(1 V) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A) 換気系統 防火ダンパ 101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーション、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688AF0102	(1 V) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A) 換気系統 防火ダンパ 102	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンバケーション、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考		
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BF0101	(1W) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 換気系統 防火ダンパ101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BF0102	(1W) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 換気系統 防火ダンパ102	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CF0101	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 換気系統 防火ダンパ101	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08			
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—					
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—					
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—					
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—					
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—					
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—					

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔／頻度	点検期限	備考
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CF0102	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)換気系統 防火ダンパ102	1	TBM	内部点検	—	作動確認	ダンパの開閉作動を行い、問題ないことを確認する。	—	76M	2027/08	
							—	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	—			
							ヒューズ	交換	消耗品・定期取替品を交換する。	—			
							ダンパシャフト、軸受	作動確認	ダンパを作動させ、ガタツキがないことを確認する。	—			
							ダンパケーシング、ダンパ羽根	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。	—			
							ダンパシャフト、スプリング	作動確認	ダンパを作動させ、固着等の作動不良がないことを確認する。	—			
							ボルト	外観点検(目視点検)	有害な腐食がないことを目視により確認する。ボルトに緩みがないことを確認する。	—			

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	備考
664	格納容器換気装置	664_AD001A	格納容器給気ファンA出口ダンパ	1	
664	格納容器換気装置	664_CD002	格納容器給気風量調節ダンパ	1	
664	格納容器換気装置	664_CD003	格納容器給気大気放出風量調節ダンパ	1	
672	燃料取扱設備室換気装置	672_AD002A	燃料取扱設備室給気ファンI IA出口ダンパ	1	
673	放射線管理室空調装置	673_AD001A	放射線管理室空調ファンA出口ダンパ	1	
682	補助建物一般換気装置	682_AD001A	補助建屋一般給気ファンIA出口ダンパ	1	
682	補助建物一般換気装置	682_AD002A	補助建屋一般排気ファンIA出口ダンパ	1	
682	補助建物一般換気装置	682_AD003A	補助建屋一般給気ファンII A出口ダンパ	1	
682	補助建物一般換気装置	682_AD005A	一般バッテリー室排気ファンA入口ダンパ	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683AAD001A##	683A系蒸気発生器室(A)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683BAD001A##	683B系蒸気発生器室(B)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683BAD003A	蒸気発生器室(B)排気ファンA出口ダンパ	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683CAD001A##	683C系蒸気発生器室(C)給気ファンA出口ダンパ計装品	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683CAD003A	蒸気発生器室(C)排気ファンA出口ダンパ	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683CAD005A	配管室(C)排気ファンA入口ダンパ	1	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688AAD003	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(A)排気隔離ダンパ	1	兼ねる
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688AF102	(1V)炉外燃料貯蔵槽冷却系室(A)換気系統 防火ダンパ102		
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BAD003	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)排気隔離ダンパ	1	兼ねる
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688BF102	(1W)炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)換気系統 防火ダンパ102		
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CAD003	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)排気隔離ダンパ	1	兼ねる
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	688CF102	炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)換気系統 防火ダンパ102		
691	タービン建物換気装置	691_AD002A	タービン建物給気ファンII A入口ダンパ	1	
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_AD001C	ディーゼル発電機室給気ファンC出口ダンパ	1	
693	ディーゼル発電機室換気装置	693_AD001D	ディーゼル発電機室給気ファンD出口ダンパ	1	
695	メンテナス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD001A	メンテナス・廃棄物処理建物給気ファンA出口ダンパ	1	
695	メンテナス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD002A	メンテナス・廃棄物処理建物排気ファンA出口ダンパ	1	
695	メンテナス・廃棄物処理建物換気装置	695_AD005	メンテナス・廃棄物処理建物排気隔離ダンパ	1	

682	補助建物一般換気装置	682_F0501	(2 L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンバ 501	1	
682	補助建物一般換気装置	682_F0502	(2 L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンバ 502	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0101	(Y) 蒸気発生器室 (A) 給気系統 防火兼用風量調整ダンバ 101	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683AF0201	(Z) 蒸気発生器室 (A) 排気系統 防火ダンバ 201	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683BF0101	(1 B) 蒸気発生器室 (B) 給気系統 防火兼用風量調整ダンバ 101	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683BF0201	(1 C) 蒸気発生器室 (B) 排気系統 防火ダンバ 201	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0101	(1 D) 蒸気発生器室 (C) 給気系統 防火兼用風量調整ダンバ 101	1	
683	蒸気発生器室換気装置	683CF0201	(1 E) 蒸気発生器室 (C) 排気系統 防火ダンバ 201	1	
685	電気設備室換気装置 I	685_F0111	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンバ 111	1	
685	電気設備室換気装置 I	685_F0112	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンバ 112	1	
685	電気設備室換気装置 I	685_F0115	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンバ 115	1	兼ねる
685	電気設備室換気装置 I	685_F0117	(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンバ 117		
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 換気装置	688AF0101	(1 V) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A) 換気系統 防火ダンバ 101	1	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 換気装置	688BF0101	(1 W) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 換気系統 防火ダンバ 101	1	
688	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 換気装置	688CF0101	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 換気 系統 防火ダンバ 101	1	

機器名称	品番	品名	型式	部品内訳	備考
蒸気発生器室(B) 排気ファン A 【683BB2A】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F80603P001	3	支給品
	2	ベース部パッキン (パルカ-No.N214)	4F80730P001	1	
	3	モータード線保護管シール用パッキン	4F12238P001	1	
	4	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F11314P001	1	
	5	グリース給油パイプ用ゴムブッシング	14×30	2	
	6	爪付座金	M30	1	
	7	爪付座金	M20	2	
バッテリー室排気ファン IB 【685B2B】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F13070P001	1	支給品
	2	ベース部パッキン (パルカ-No.N214)	4F18462P002	1	
	3	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F10618P001	1	
	4	爪付座金	M12	1	
	5	爪付座金	M8	2	
バッテリー室排気ファン II B 【686B2B】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F13070P001	1	支給品
	2	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F10618P001	1	
	3	爪付座金	M12	1	
	4	爪付座金	M8	2	
炉外燃料貯蔵槽 冷却系室 (B) 給 気ファン A 【688BB1A】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F13242P001	1	支給品
	2	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F12896P001	1	
	3	爪付座金	M12	1	
	4	爪付座金	M10	2	
炉外燃料貯蔵槽 冷却系室 (C) 給気ファン A 【688CB1A】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F13242P001	1	支給品
	2	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F12896P001	1	
	3	爪付座金	M12	1	
	4	爪付座金	M10	2	
ディーゼル発電機室 給気ファン C 【693B1C】	1	点検窓用パッキン (フェルト)	4F13025P001	1	支給品
	2	ベース部パッキン (パルカ-No.N214)	4F18460P006	1	
	3	端子箱座用パッキン (ネオプレンゴム)	4F13021P001	1	
	4	爪付座金	M20	1	
	5	爪付座金	M12	2	

機器名称	品番	品名	型式	部品内訳	備考
蒸気発生器室(B)排気 ファン A 【683BB2A】	1	負荷側ベアリング	6222CM	1	支給品
	2	反負荷側ベアリング	7322B	1	
	3	軸受用座金	AW22	2	
	4	軸受用ナット	AN22	1	
	5	皿バネ座金	1L12	16	
	6	皿バネ座金	1L10	4	
	7	皿バネ座金	1L8	4	
	8	パッキン 布入ネオブレンゴム	1.6t×32×1900	1	
	9	Oリング NBR	P35	2	
バッテリー室排気ファン I B 【685B2B】	1	端子パッキン	M952Z977H01	1	支給品
	2	端子パッキン	M948Z193H04	1	
	3	シールドボルトベアリング	M768D701H06 (6206 ZZCM)	2	
	4	パッキン	M936D152H01	1	
	5	プロートスプリング	M739Z203H61	1	
バッテリー室排気ファン II B 【686B2B】	1	端子パッキン	M952Z977H01	1	支給品
	2	端子パッキン	M948Z193H04	1	
	3	シールドボルトベアリング	M768D701H06 (6206 ZZCM)	2	
	4	パッキン	M936D152H01	1	
	5	プロートスプリング	M739Z203H61	1	
炉外燃料貯蔵槽冷却 系室 (B) 給気ファン A 【688BB1A】	1	端子パッキン	M952Z977H01	1	支給品
	2	端子パッキン	M948Z193H04	1	
	3	シールドボルトベアリング	M768D701H38 (6308 ZZCM)	2	
	4	パッキン	M936D152H01	1	
	5	プロートスプリング	M962Z813H90	1	
炉外燃料貯蔵槽冷却 系室 (C) 給気ファン A 【688CB1A】	1	端子パッキン	M952Z977H01	1	支給品
	2	端子パッキン	M948Z193H04	1	
	3	シールドボルトベアリング	M768D701H38 (6308 ZZCM)	2	
	4	パッキン	M936D152H01	1	
	5	プロートスプリング	M962Z813H90	1	

機器名称	品番	品名	型式	部品内訳	備考
蒸気発生器室(B) 排気ファンA 【683BB2A】	1	負荷側ベアリング	6314ZZCMNS7S	1	支給品
	2	反負荷側ベアリング	6314ZZCMNS7S	1	
	3	軸受用座金	AW14	1	
	4	軸受用ナット	AN14	1	
	5	皿バネ座金	1L24	8	
	6	皿バネ座金	1L10	8	
	7	バッキン材ゴム	2.0t-30×1600	1	
	8	アーレードスプリング	SK5 t 1.8 OD ϕ 148	1	
	9	フリングヤー クロロプロレンゴム	ϕ 105	1	

機器名称	品番	品名	型式	個数	備考
683A系蒸気発生器室 (A) 紙気ファンA出口ダンパ計装品 【683AAD1A##】	1	電磁弁	NJ8320A189VMB	1	支給品
683A系配管室 (A) 排気ファンA入口ダンパ計装品 【683AAD5A##】	1	電磁弁	NJ8320A189VMB	1	支給品
683B系蒸気発生器室 (B) 紙気ファンA出口ダンパ計装品 【683BAD1A##】	1	電磁弁	NJ8320A189VMB	1	支給品
683C系蒸気発生器室 (C) 紙気ファンA出口ダンパ計装品 【683CAD1A##】	1	電磁弁	NJ8320A189VMB	1	支給品
683C系配管室 (C) 排気ファンA入口ダンパ計装品 【683CAD5A##】	1	電磁弁	NJ8320A189VMB	1	支給品

機器名称	機器番号	取替部品	仕様	個数	備考
(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ101	682F101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ102	682F102	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ103	682F103	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ104	682F104	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ105	682F105	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火ダンパ106	682F106	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ107	682F107	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ108	682F108	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(U) 補助建物一般給気系統 防火兼用風量調整ダンパ109	682F109	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ201	682F201	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ202	682F202	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ203	682F203	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ205	682F205	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ206	682F206	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ207	682F207	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ208	682F208	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧(CO ₂)兼ヒューズ式防火ダンパ209	682F209	温度ヒューズ	72°C	1	購入品

機器名称	機器番号	取替部品	仕様	個数	備考
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO ₂) 兼ヒューズ式防火ダンパ 2 1 0	682F210	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 ガス圧 (CO ₂) 兼ヒューズ式防火ダンパ 2 1 1	682F211	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 2 1 2	682F212	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 2 1 3	682F213	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 2 1 4	682F214	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 2 1 5	682F215	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 2 1 6	682F216	温度ヒューズ	72°C	2	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 2 1 7	682F217	温度ヒューズ	72°C	2	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火ダンパ 2 1 8	682F218	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 2 2 1	682F221	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(V) 補助建物一般排気系統 防火兼用風量調整ダンパ 2 2 2	682F222	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ 3 0 1	682F301	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ 3 0 2	682F302	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ 3 0 3	682F303	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ 3 0 4	682F304	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火兼用風量調整ダンパ 3 0 5	682F305	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダンパ 3 0 6	682F306	温度ヒューズ	72°C	1	購入品

機器名称	機器番号	取替部品	仕様	個数	備考
(W) 補機室冷却系統 防火兼用 風量調整ダンパ307	682F307	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダン パ310	682F310	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダン パ311	682F311	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダン パ312	682F312	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火ダン パ313	682F313	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 防火兼用 風量調整ダンパ314	682F314	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(W) 補機室冷却系統 ガス圧 (CO ₂) 兼ヒューズ式防火ダン パ315	682F315	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(2L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンパ501	682F501	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(2L) 機器冷却系室冷却系統 防火ダンパ502	682F502	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(Y) 蒸気発生器室 (A) 給気系 統 防火兼用風量調整ダンパ10 1	683AF101	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(Y) 蒸気発生器室 (A) 給気系 統 防火兼用風量調整ダンパ10 2	683AF102	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(Z) 蒸気発生器室 (A) 排気系 統 防火ダンパ201	683AF201	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1A) 配管室 (A) 排気系統 防火ダンパ301	683AF301	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1B) 蒸気発生器室 (B) 給気系 統 防火兼用風量調整ダンパ1 01	683BF101	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1C) 蒸気発生器室 (B) 排気系 統 防火ダンパ201	683BF201	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1D) 蒸気発生器室 (C) 給気系 統 防火兼用風量調整ダンパ1 01	683CF101	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1D) 蒸気発生器室 (C) 給気系 統 防火兼用風量調整ダンパ1 02	683CF102	温度ヒューズ	72°C	2	購入品

機器名称	機器番号	取替部品	仕様	個数	備考
(1 E) 蒸気発生器室 (C) 排気系統 防火ダンパ 2 0 1	683CF201	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1 F) 配管室 (C) 排気系統 防火ダンパ 3 0 1	683CF301	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 F) 配管室 (C) 排気系統 防火ダンパ 3 0 2	683CF302	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 G) メンテナンス冷却系室給気系統 防火ダンパ 1 0 1	684F101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 H) メンテナンス冷却系室排気系統 防火ダンパ 2 0 1	684F201	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 1	685F101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 2	685F102	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 3	685F103	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 4	685F104	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 5	685F105	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 6	685F106	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 7	685F107	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 8	685F108	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 0 9	685F109	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火ダンパ 1 1 0	685F110	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンパ 1 1 1	685F111	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調 1 系統 防火兼用風量調整ダンパ 1 1 2	685F112	温度ヒューズ	72°C	1	購入品

機器名称	機器番号	取替部品	仕様	個数	備考
(1 J) 電気設備室空調1系統 防火兼用風量調整ダンパ113	685F113	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調1系統 防火兼用風量調整ダンパ114	685F114	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調1系統 防火兼用風量調整ダンパ115	685F115	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調1系統 防火兼用風量調整ダンパ116	685F116	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 J) 電気設備室空調1系統 防火兼用風量調整ダンパ117	685F117	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 K) バッテリー室排気1系統 防火兼用風量調整ダンパ201	685F201	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 V) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A) 換気系統 防火ダンパ101	688AF101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 V) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A) 換気系統 防火ダンパ102	688AF102	温度ヒューズ	72°C	4	購入品
(1 W) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 換気系統 防火ダンパ101	688BF101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
(1 W) 炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (B) 換気系統 防火ダンパ102	688BF102	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 換 気系統 防火ダンパ101	688CF101	温度ヒューズ	72°C	1	購入品
炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (C) 換 気系統 防火ダンパ102	688CF102	温度ヒューズ	72°C	1	購入品

主冷系ダクト内部確認 部品リスト

添付-5

機器名称	取替部品	仕様番号	個数	備考
663 系ダクト点検口 (A・B・C 系)	パッキン	クロロプレンゴム 3.0t F.F 5K-600A	3 (各系統 1)	購入品

格納容器等空調用冷凍機開放点検 技術仕様書

本技術仕様により実施する点検範囲及び点検内容の詳細は、下記のとおりである。尚、点検対象機器については添付-1「点検対象リスト」を参照のこと。

1. 点検項目及び作業手順

(1) 冷凍機開放(簡易)点検(5台)

- 1) 冷凍機外観点検(管板・水室)
 - 2) 凝縮器側水室蓋及び配管スプール取外し、復旧(保温取外し、復旧含む)
 - 3) 水室蓋及び配管スプールの点検・清掃
 - 4) 防蝕亜鉛板点検及び交換
(防蝕亜鉛板及び取付用ナット、平座金、バネ座金)
 - 5) 水室蓋ガスケット及び配管スプール用ガスケット、
ドレン・ベント弁ガスケットの交換
 - 6) ターボガード内部確認及び漏えい確認 *1
ターボガード内の異物有無確認及び復旧後の漏えい有無確認を行う。
 - 7) 冷媒フィルタ及び潤滑油フィルタ交換 *1
 - 8) 冷媒補充(冷媒は支給品とする) *1
 - 9) 潤滑油(ダイヤモンドフリーズ)の交換 *1
 - 10) ストレーナー及びドライヤー交換 *1
 - 11) 圧縮機電動機 絶縁抵抗測定 *1
 - 12) 漏えい確認(真空放置確認、窒素ガス加圧漏えい確認)
 - 13) 試運転調整 *1
 - 14) 据付検査
- *1 空調用冷凍機 I B(674_HX001B)について対象外とする。
交換部品については添付-2参照

(2) 凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃・内部確認及び非破壊試験(ECT)(5台)

- 1) 冷凍機の凝縮器側伝熱管を清掃する。
高圧洗浄機を用いて清掃を実施する。
- 2) 冷凍機の凝縮器側伝熱管の内部をファイバースコープにて確認し、伝熱管の健全性、緑青の有無を確認する。
緑青が確認された伝熱管は施栓を実施する。
- 3) 非破壊試験(ECT)を実施し、伝熱管の健全性、減肉の有無、減肉寸法及び減肉位置の検出を実施する。
減肉率35%以上のものは施栓を実施する。

(3) 冷凍機機内銅管接手部外観点検(4台) *2

- 1) 機内銅管接手部の締め付け確認(合いまーク確認)
- 2) 機内銅管接手部の油もしくは冷媒漏えい確認
- 3) 1)2)にて異常が確認された場合、増し締め対応を実施する。

4) 3)においても異常が解消されない場合は、別途協議とする。

*2 空調用冷凍機 IB(674_HX001B)について対象外とする。

(4) 機内冷媒及び潤滑油抜取り(1台)(空調用冷凍機IB(674_HX001B)

1) 機内冷媒及び潤滑油抜取り

- ・機内冷媒をドラム缶に抜取り、保管場所に移動させる。
- ・潤滑油をペール缶に抜取り、廃棄場所に廃棄する。

2) 機内窒素加圧処置

- ・冷凍機機内に窒素ガスを充填し、加圧状態に保持する。

2. 格納容器等空調用冷凍機開放点検(非破壊試験含む)主要点検項目一覧

点検項目	冷凍機	圧縮機	凝縮器
開放(簡易)点検	<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒フィルタ手配、交換 ・潤滑油フィルタ手配、交換 ・潤滑油手配及び交換 ・冷媒補充(必要に応じ) (冷媒は支給品) ・外観点検(管板・水室) ・ターボガード内部確認及び漏えい確認 ・ストレーナー交換 ・ドライヤー交換 	電動機巻線 絶縁抵抗測定	<ul style="list-style-type: none"> ・水室蓋及び配管スプール取外し・復旧 ・水室及び配管スプール点検・清掃 ・防蝕亜鉛板点検及び交換 (防触亜鉛板手配含む) ・水室蓋、配管及びドレン・ベント弁のガスケット手配、交換
凝縮器清掃・点検 凝縮器伝熱管清掃・内部確認 非破壊試験(ECT)			<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱管清掃 ・内部確認 (伝熱管の健全性及び緑青の有無確認) ・伝熱管非破壊試験(ECT) (伝熱管の健全性及び減肉の有無、減肉寸法、位置の検出) ・凝縮器チューブ施栓 (減肉率35%以上のもの)
冷凍機機内銅管接手部外観点検	<ul style="list-style-type: none"> ・機内銅管接手部の締め付け確認(合いまーク確認) ・機内銅管接手部の油及び冷媒漏えい確認 		
漏えい確認	<ul style="list-style-type: none"> ・真空放置確認 ・加圧漏えい確認 		
試運転		試運転調整	
据付検査		据付検査	

3. 注意事項

1項(3)及び(4)は本契約実施の冷凍機開放点検実施期間中に実施すること。

4. 原子力機構の支給品及び貸与品

本仕様書に基づく点検作業の実施にあたり、原子力機構が支給するものは以下の通りである。これらの支給品は原子力機構の指定する地点より供給可能な範囲内とし、支給地点から先の仮設備及びこれらの支給品以外で点検作業に必要となる資材は、2. 2項「点検仕様」を参考にして受注者側で用意すること。尚、支給品及び貸与品の使用については事前に原子力機構所定の手続きを行うとともに、原子力機構の定める使用要領、規則等を遵守すること。

4. 1 支給品

- (1) 作業用電力
- (2) 作業用圧縮空気(所内用空気)
- (3) 構内純水
- (4) 交換部品 一式 (添付-2 交換品リスト参照)

4. 2 貸与品

- (1) 構内に設置されている荷役設備、工作機械等
- (2) ファイバースコープ 1台

5. 試験・検査及び検収

5. 1 試験・検査

本仕様書の点検範囲において実施する主要な試験・検査項目は以下の通りである。
尚、該当する機器について試験・検査項目の内容及び手順等について原子力機構の承認を得て実施すること。

- (1) 外観検査
- (2) 据付検査
- (3) 取替部品照合
- (4) 非破壊検査(ECT)
- (5) 漏えい確認
- (6) 異物混入防止検査
- (7) 系統復旧時の機能状態確認
- (8) 試運転

5. 2 検収

本仕様書に基づく実施範囲は以下の条件を満たした場合に検収とする。

- (1) 5.1項に示す試験・検査の全項目に合格していること。
- (2) 別表の「提出図書リスト」に記載する全図書が提出されていること。

6. 特記事項

- (1) 工事完了にあたっては、当該工事における問題点、ヒヤリハットの事例を忌憚なく報告すると共に、具体的かつ現実的な改善を報告書に盛り込み、提出すること。

- (2) 他作業及びプラント運転工程を熟知し、換気空調系に関連する他の点検・交換作業との工程調整を確実に行い、工程表を作成し原子力機構の承認を得てこれを遂行すること。
- (3) 工事発注の条件として、下記の条件を満たすものとする。
 - ① 本仕様書に記載した換気空調設備と同等の設備について、受注者として十分な点検実績を有し、交換部品、消耗品等が支障なく調達できること。
 - ② 点検に際し、別途原子力機構から指示のある各機器の点検期限を厳守する事。
また、点検期限を厳守するための作業調整に努める事。

4. 点検対象

No.	点検対象機器	設置場所	内 容	実施時期	備考
1.	空調用冷媒設備冷凍機B 667_HX001B	A-102	(1)冷凍機開放(簡易)点検 (2)凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃及び非破壊試験(ECT) (3)冷凍機機内銅管接手部外観点検 (4)漏えい確認 (5)試運転 (6)据付検査	RCW(S)B ドレン期間	
2.	空調用冷媒設備冷凍機C 667_HX001C	A-103	(1)冷凍機開放(簡易)点検 (2)凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃及び非破壊試験(ECT) (3)冷凍機機内銅管接手部外観点検 (4)漏えい確認 (5)試運転 (6)据付検査	RCW(S)C ドレン期間	
3.	空調用冷凍機 I B 674_HX001B	A-102	(1)冷凍機開放(簡易)点検*3 (2)凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃及び非破壊試験(ECT)	RCW(S)B ドレン期間	*3 一部作業対象外
4.	空調用冷凍機 II A 675_HX001A	A-103	(1)冷凍機開放(簡易)点検 (2)凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃及び非破壊試験(ECT) (3)冷凍機機内銅管接手部外観点検 (4)漏えい確認 (5)試運転 (6)据付検査	RCW(S)C ドレン期間	
5.	空調用冷凍機 II B 675_HX001B	A-104	(1)冷凍機開放(簡易)点検 (2)凝縮器清掃・点検、凝縮器伝熱管清掃及び非破壊試験(ECT) (3)冷凍機機内銅管接手部外観点検 (4)漏えい確認 (5)試運転 (6)据付検査	RCW(S)C ドレン期間	

添付資料

添付-1 格納容器等空調用冷凍機開放点検対象機器リスト

添付-2 手配品リスト

添付-3 冷凍機機内系統概要図

添付-4 冷凍機凝縮器概要図

系統番号	系統名称	機器番号	機器名称	機器個数	保全方式	点検項目	点検部位	保全(点検)項目	保全(点検)内容	管理基準(判定基準)	点検間隔/頻度	点検期限	備考
667	空調用冷媒設備	空調用冷媒設備冷凍機B	667_HX001B	1	TBM	簡易点検	空調用冷媒設備冷凍機B一式	簡易点検	凝縮器清掃・点検 凝縮器伝熱管清掃（酸化被膜は除去しない） 試運転	—	16M	2026/11	
667	空調用冷媒設備	空調用冷媒設備冷凍機C	667_HX001C	1	TBM	簡易点検	空調用冷媒設備冷凍機C一式	簡易点検	凝縮器清掃・点検 凝縮器伝熱管清掃（酸化被膜は除去しない） 試運転	—	16M	2027/01	
674	空調用冷水設備 I	空調用冷凍機 I B	674_HX001B	1	TBM	開放点検①	凝縮器	据付検査	機器の据付位置、据付状態が適正であることを確認する。	損傷等の異常がないこと。 塗料の剥離、腐食、変形、損傷等がないこと。☒ 据付状態、外観に異常がないこと。	16M	—	
						開放点検①	凝縮器	漏えい確認	各部に漏えいのないことを目視により確認する。	漏えいのないこと。	16M	—	
						開放点検①	凝縮器ガスケット	交換	交換を実施する。	—	16M	—	
						開放点検①	凝縮器管板、凝縮器水室	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。	有害な腐食がないこと。☒ 異物の付着がないこと。	16M	—	
						開放点検①	凝縮器胴板	外観点検（目視点検）	有害な腐食がないことを目視により確認する。（水室の確認により代替する）	有害な腐食がないこと。	16M	—	
						開放点検①	凝縮器防食亜鉛板	交換	交換を実施する。	—	16M	—	
675	空調用冷水設備 II	空調用冷凍機 IIA	675_HX001A	1	TBM	簡易点検	空調用冷凍機 IIA一式	簡易点検	凝縮器清掃・点検 凝縮器伝熱管清掃（酸化被膜は除去しない） 試運転	—	16M	2027/01	
675	空調用冷水設備 II	空調用冷凍機 IIB	675_HX001B	1	TBM	簡易点検	空調用冷凍機 IIB一式	簡易点検	凝縮器清掃・点検 凝縮器伝熱管清掃（酸化被膜は除去しない） 試運転	—	16M	2026/01	

交換品リスト

空調用冷媒設備冷凍機 B (667_HX001B)

No.	品名	仕様	数量	単位	備考
1	配管ガスケット	P/#5002-CR JIS10K-250A 3t FF	4	枚	支給品
2	防蝕亜鉛板		20	枚	
3	防蝕亜鉛板用シリコンゴム		1	式	
4	防蝕亜鉛鉄板用ワッシャー・ナット	SUS	40	組	
5	水室用ガスケット	凝縮器入口	1	枚	
6	水室用ガスケット	凝縮器折返し	1	枚	
7	潤滑油フィルタ用エレメント		1	個	
8	冷媒用フィルタ用エレメント		1	個	
9	潤滑油、冷媒フィルタ用ガスケット		2	枚	
10	凝縮器水室蓋付きベント&ドレン弁用パッキン	JIS10K-FF 20A 用 JIS10K-RF 20A 用	9 3	枚	
11	潤滑油 ダイヤモンドフリーズ		4	缶	
12	ストレーナー	ニップル(真鍛製)2/個付き	1	個	
13	ドライヤー	エダクタ用、ターボガード用	2	個	
14	ガスケット	ラップチャディスク用	2	枚	
15	ガスケット(ターボガード用)		1	個	

空調用冷媒設備冷凍機 C (667_HX001C)

No.	品名	仕様	数量	単位	備考
1	配管ガスケット	P/#5002-CR JIS10K-250A 3t FF	4	枚	支給品
2	防蝕亜鉛板		20	枚	
3	防蝕亜鉛板用シリコンゴム		1	式	
4	防蝕亜鉛鉄板用ワッシャー・ナット	SUS	40	組	
5	水室用ガスケット	凝縮器入口	1	枚	
6	水室用ガスケット	凝縮器折返し	1	枚	
7	潤滑油フィルタ用エレメント		1	個	
8	冷媒用フィルタ用エレメント		1	個	
9	潤滑油、冷媒フィルタ用ガスケット		2	枚	
10	凝縮器水室蓋付きベント&ドレン弁用パッキン	JIS10K-FF 20A 用 JIS10K-RF 20A 用	9 3	枚	
11	潤滑油 ダイヤモンドフリーズ		4	缶	
12	ストレーナー	ニップル(真鍛製)2/個付き	1	個	
13	ドライヤー	エダクタ用、ターボガード用	2	個	
14	ガスケット	ラップチャディスク用	2	枚	
15	ガスケット(ターボガード用)		1	個	

空調用冷凍機 IB (674_HX001B)

No.	品名	仕様	数量	単位	備考
1	配管ガスケット	P/#5002-CR JIS10K-200A 3t FF	4	枚	支給品
2	防蝕亜鉛板		20	枚	
3	防蝕亜鉛板用シリコンゴム		1	式	
4	防蝕亜鉛鉄板用ワッシャー・ナット	SUS	40	組	
5	水室用ガスケット	凝縮器入口	1	枚	
6	水室用ガスケット	凝縮器折返し	1	枚	
7	凝縮器水室蓋付きベント&ドレン弁用パッキン	JIS10K-FF 20A 用 JIS10K-RF 20A 用	9 3	枚	

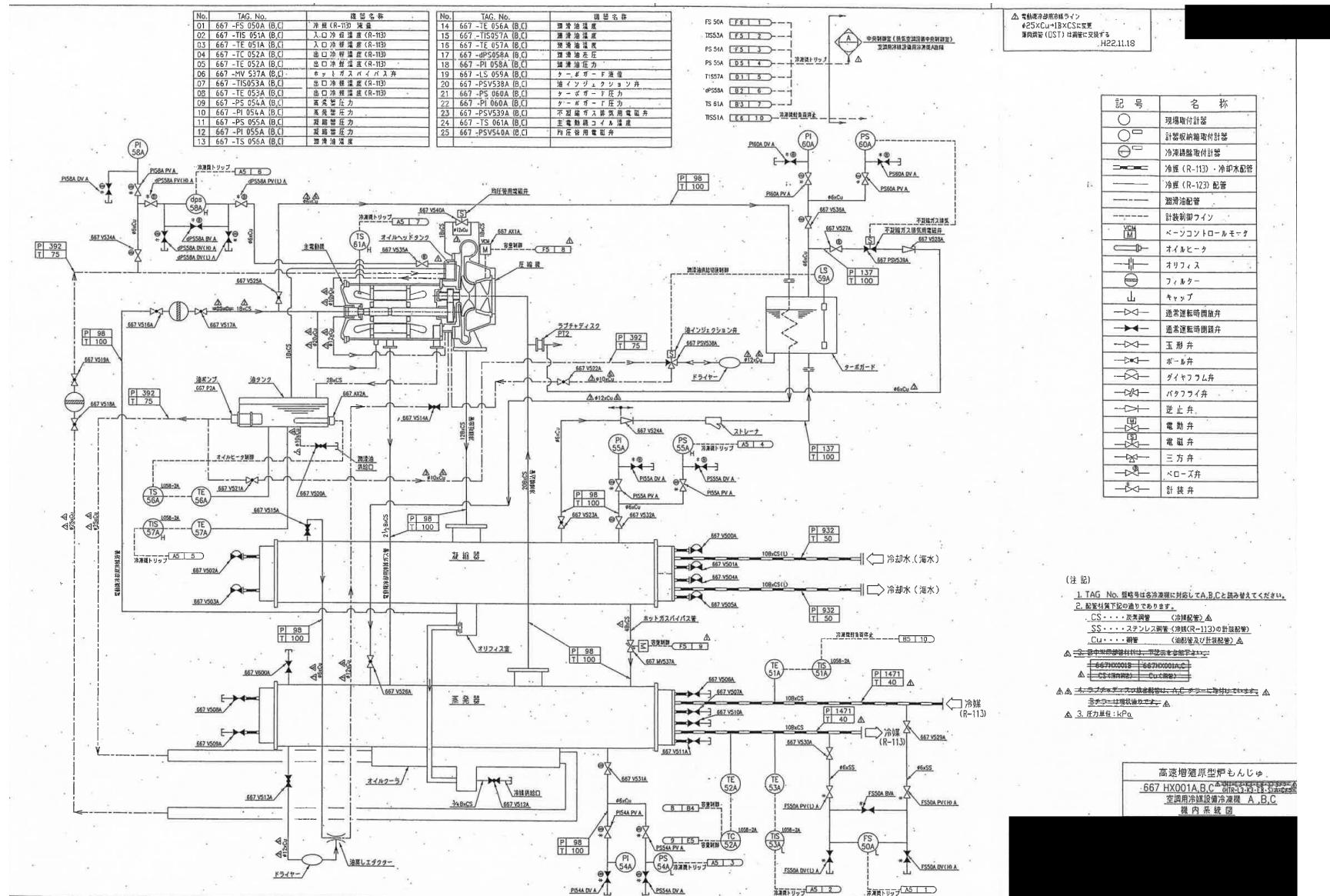
空調用冷凍機 IIA (675_HX001A)

No.	品名	仕様	数量	単位	備考
1	配管ガスケット	P/#5002-CR JIS10K-250A 3t FF	4	枚	支給品
2	防蝕亜鉛板		24	枚	
3	防蝕亜鉛板用シリコンゴム		1	式	
4	防蝕亜鉛鉄板用ワッシャー・ナット	SUS	48	組	
5	水室用ガスケット	凝縮器入口	1	枚	
6	水室用ガスケット	凝縮器折返し	1	枚	
7	潤滑油フィルタ用エレメント		1	個	
8	冷媒用フィルタ用エレメント		1	個	
9	潤滑油、冷媒フィルタ用ガスケット		2	枚	
10	凝縮器水室蓋付きベント&ドレン弁用パッキン	JIS10K-FF 20A 用 JIS10K-RF 20A 用	9 3	枚	
11	潤滑油 ダイヤモンドフリーズ		4	缶	
12	ストレーナー	ニップル(真鍛製)2/個付き	1	個	
13	ドライヤー	エダクタ用、ターボガード用	2	個	
14	ガスケット	ラップチャディスク用	2	枚	
15	ガスケット(ターボガード用)		1	個	

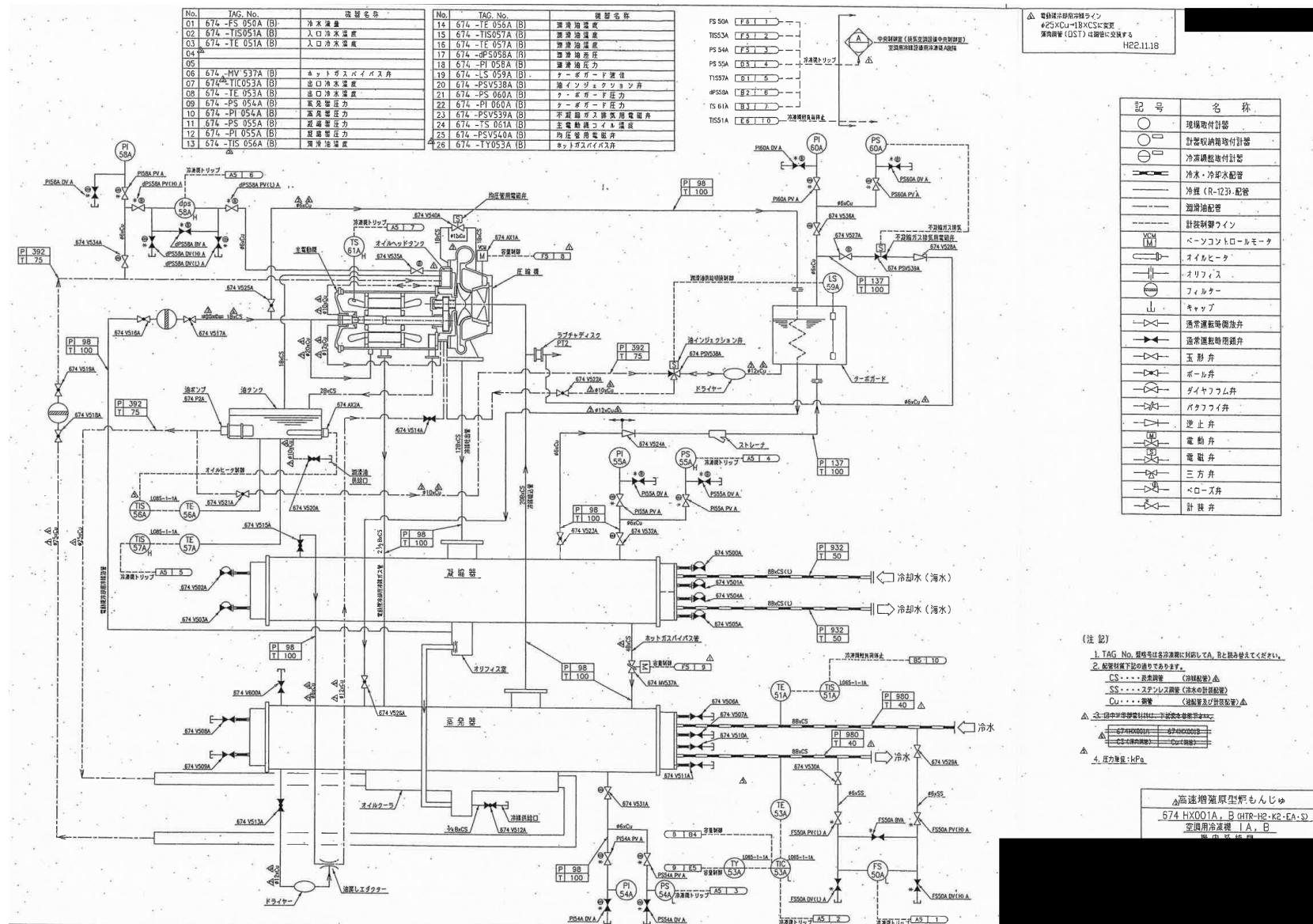
空調用冷凍機 IIB (675_HX001B)

No.	品名	仕様	数量	単位	備考
1	配管ガスケット	P/#5002-CR JIS10K-250A 3t FF	4	枚	支給品
2	防蝕亜鉛板		24	枚	
3	防蝕亜鉛板用シリコンゴム		1	式	
4	防蝕亜鉛鉄板用ワッシャー・ナット	SUS	48	組	
5	水室用ガスケット	凝縮器入口	1	枚	
6	水室用ガスケット	凝縮器折返し	1	枚	
7	潤滑油フィルタ用エレメント		1	個	
8	冷媒用フィルタ用エレメント		1	個	
9	潤滑油、冷媒フィルタ用ガスケット		2	枚	
10	凝縮器水室蓋付きベント&ドレン弁用パッキン	JIS10K-FF 20A 用 JIS10K-RF 20A 用	9 3	枚	
11	潤滑油 ダイヤモンドフリーズ		4	缶	
12	ストレーナー	ニップル(真鍛製)2/個付き	1	個	
13	ドライヤー	エダクタ用、ターボガード用	2	個	
14	ガスケット	ラップチャディスク用	2	枚	
15	ガスケット(ターボガード用)		1	個	

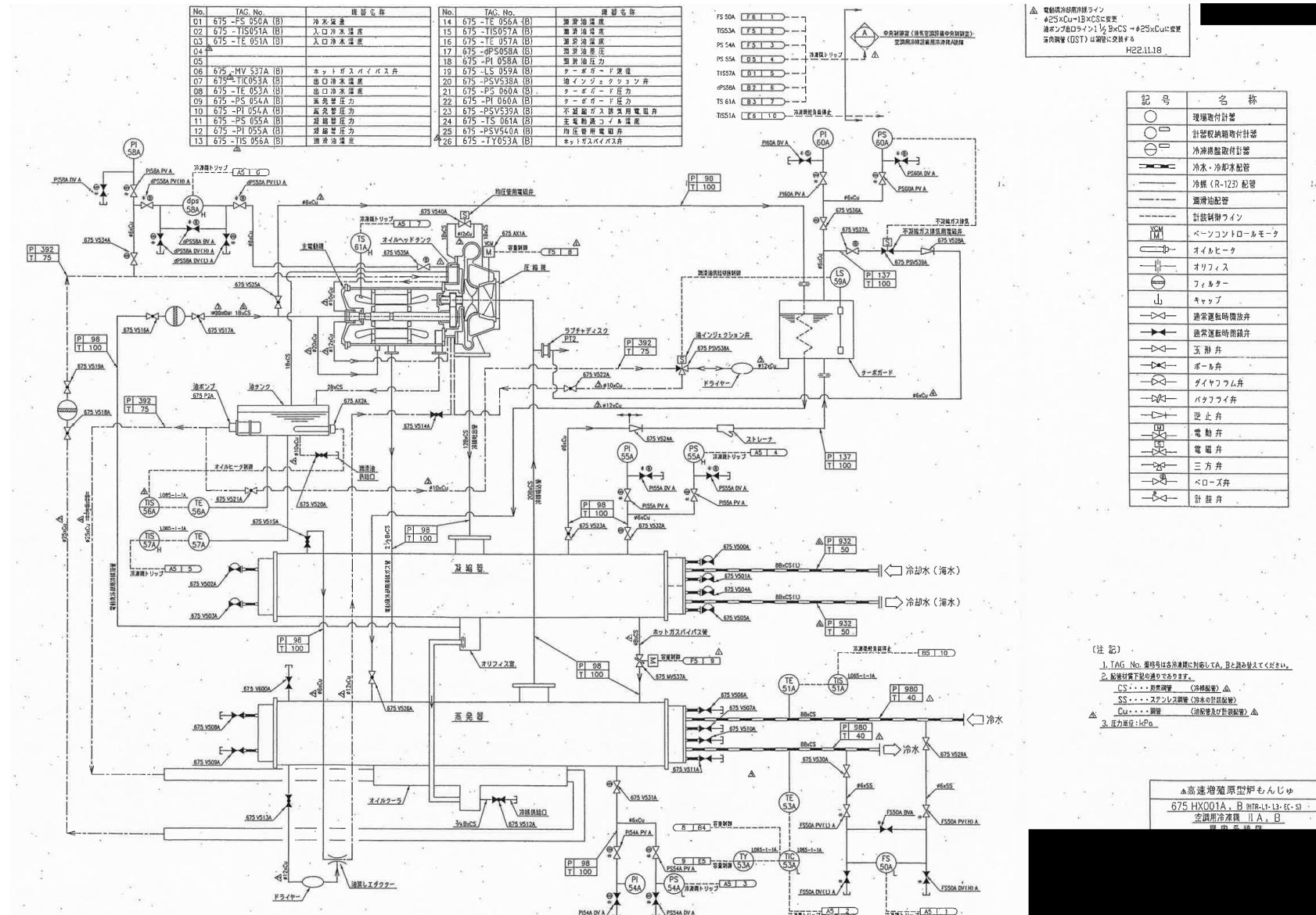
冷凍機機内系統概要図



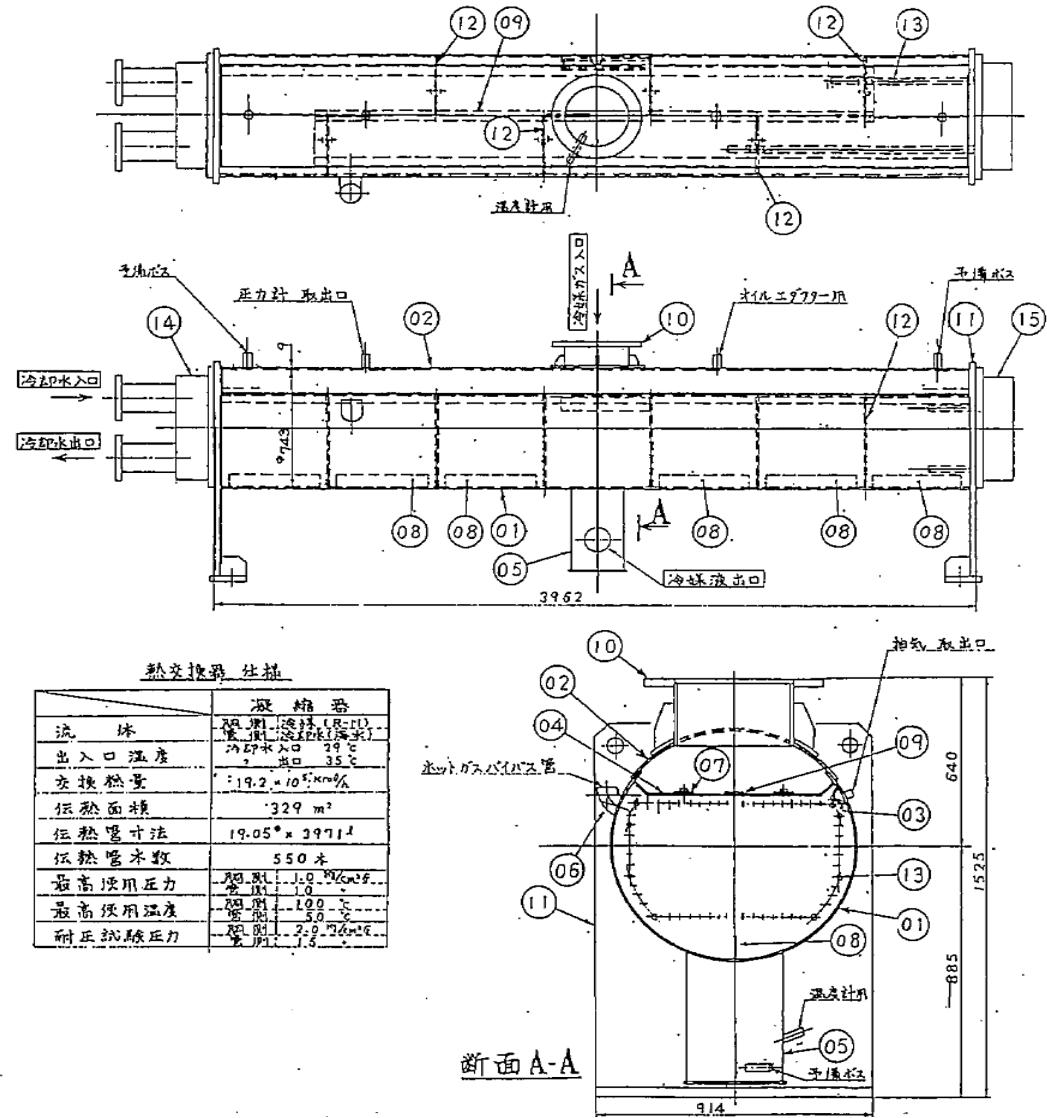
冷凍機機内系統概要図



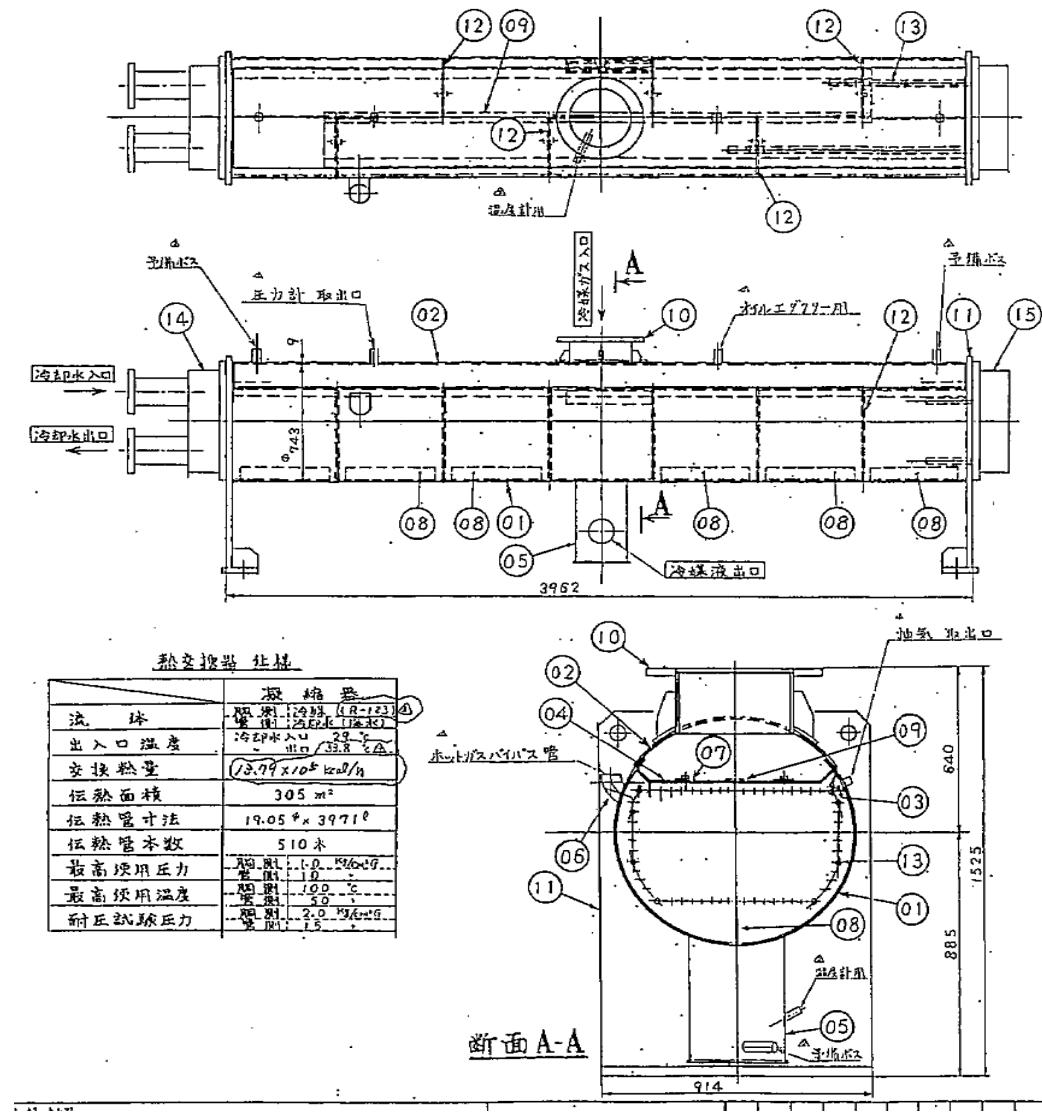
冷凍機機内系統概要図



冷凍機凝縮器概要図

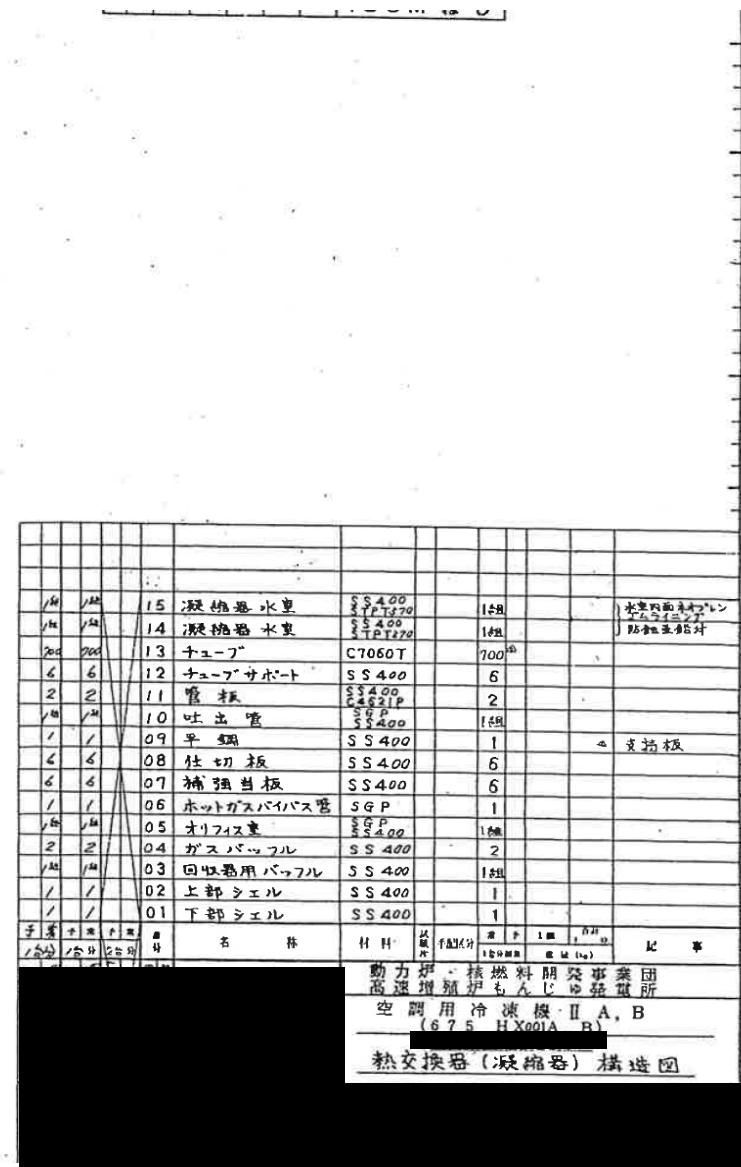
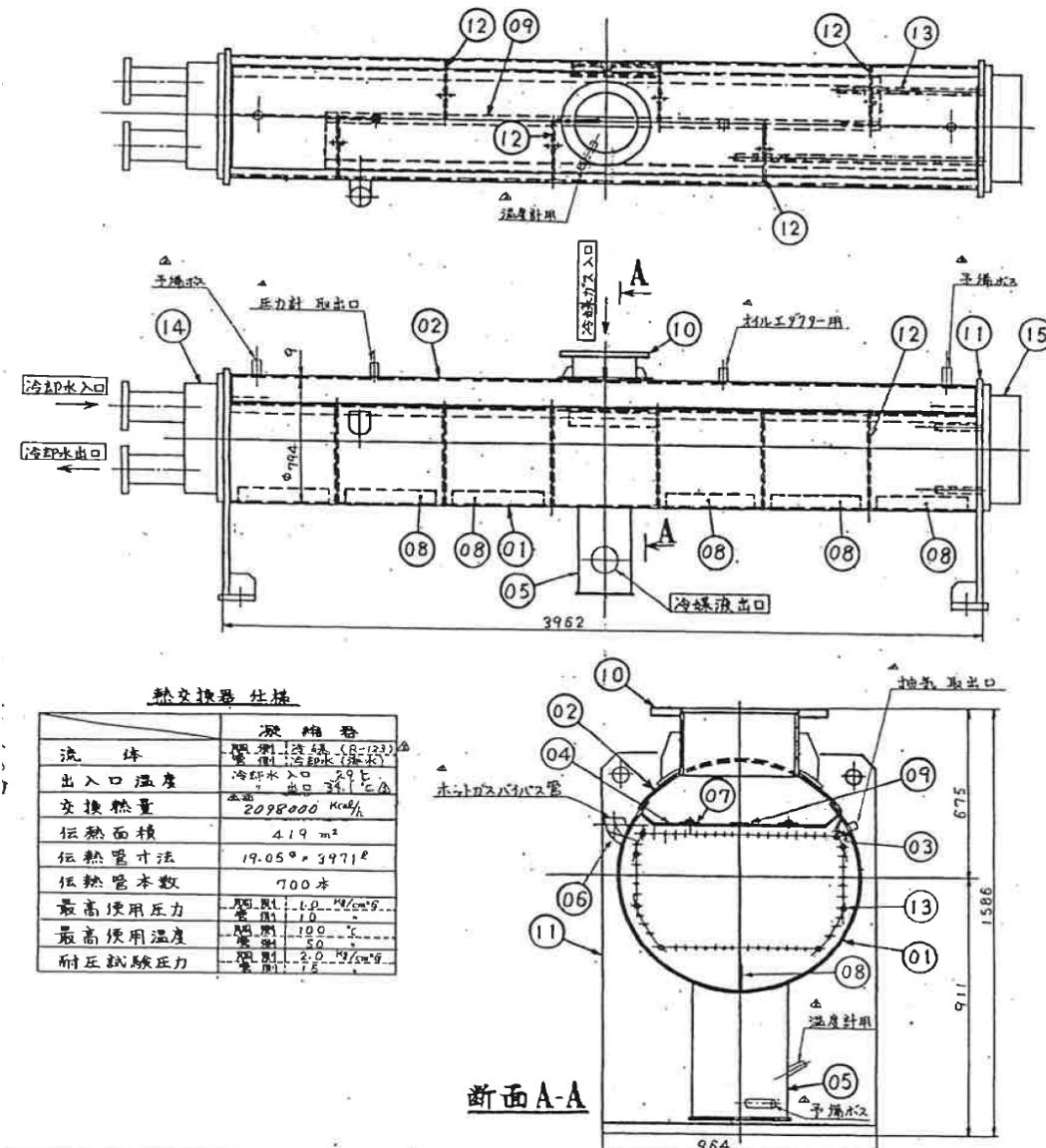


冷凍機凝縮器概要図



部品番号	部品名	規格	寸法	備考
14.01	凝縮器水室	SS 400 SST 73 SST 73 SST 73	158	水室内側ヨコフレン 水室外側ヨコフレン
14.02	凝縮器水室	SS 400 SST 73 SST 73	141	
14.03	チュー-フ	C7050T	510	
14.04	チュー-フサポート	SS 400	5	
14.05	管板	SS 400 SST 73 SST 73	2	
14.06	吐出喉	SS 400	154	
14.07	平頭	SS 400	1	支承板
14.08	仕切板	SS 400	6	
14.09	補強当板	SS 400	6	
14.10	ホットガスパイプ	SST 73 SS 400	1組	
14.11	オリフィス室	SS 400	1組	
14.12	ガスバッフル	SS 400	2	
14.13	回収器用バッフル	SS 400	1組	
14.14	上部シェル	SS 400	1	
14.15	下部シェル	SS 400	1	
14.16	名 称	日付	規 格	記 事
14.17				
14.18				
14.19				
14.20				
14.21				
14.22				
14.23				
14.24				
14.25				
14.26				
14.27				
14.28				
14.29				
14.30				
14.31				
14.32				
14.33				
14.34				
14.35				
14.36				
14.37				
14.38				
14.39				
14.40				
14.41				
14.42				
14.43				
14.44				
14.45				
14.46				
14.47				
14.48				
14.49				
14.50				
14.51				
14.52				
14.53				
14.54				
14.55				
14.56				
14.57				
14.58				
14.59				
14.60				
14.61				
14.62				
14.63				
14.64				
14.65				
14.66				
14.67				
14.68				
14.69				
14.70				
14.71				
14.72				
14.73				
14.74				
14.75				
14.76				
14.77				
14.78				
14.79				
14.80				
14.81				
14.82				
14.83				
14.84				
14.85				
14.86				
14.87				
14.88				
14.89				
14.90				
14.91				
14.92				
14.93				
14.94				
14.95				
14.96				
14.97				
14.98				
14.99				
14.100				
14.101				
14.102				
14.103				
14.104				
14.105				
14.106				
14.107				
14.108				
14.109				
14.110				
14.111				
14.112				
14.113				
14.114				
14.115				
14.116				
14.117				
14.118				
14.119				
14.120				
14.121				
14.122				
14.123				
14.124				
14.125				
14.126				
14.127				
14.128				
14.129				
14.130				
14.131				
14.132				
14.133				
14.134				
14.135				
14.136				
14.137				
14.138				
14.139				
14.140				
14.141				
14.142				
14.143				
14.144				
14.145				
14.146				
14.147				
14.148				
14.149				
14.150				
14.151				
14.152				
14.153				
14.154				
14.155				
14.156				
14.157				
14.158				
14.159				
14.160				
14.161				
14.162				
14.163				
14.164				
14.165				
14.166				
14.167				
14.168				
14.169				
14.170				
14.171				
14.172				
14.173				
14.174				
14.175				
14.176				
14.177				
14.178				
14.179				
14.180				
14.181				
14.182				
14.183				
14.184				
14.185				
14.186				
14.187				
14.188				
14.189				
14.190				
14.191				
14.192				
14.193				
14.194				
14.195				
14.196				
14.197				
14.198				
14.199				
14.200				
14.201				
14.202				
14.203				
14.204				
14.205				
14.206				
14.207				
14.208				
14.209				
14.210				
14.211				
14.212				
14.213				
14.214				
14.215				
14.216				
14.217				
14.218				
14.219				
14.220				
14.221				
14.222				
14.223				
14.224				
14.225				
14.226				
14.227				
14.228				
14.229				
14.230				
14.231				
14.232				
14.233				
14.234				
14.235				
14.236				
14.237				
14.238				
14.239				
14.240				
14.241				
14.242				
14.243				
14.244				
14.245				
14.246				
14.247				
14.248				
14.249				
14.250				
14.251				
14.252				
14.253				
14.254				
14.255				
14.256				
14.257				
14.258				
14.259				
14.260				
14.261				
14.262				
14.263				
14.264				
14.265				
14.266				
14.267				
14.268				
14.269				
14.270				
14.271				
14.272				
14.273				
14.274				
14.275				
14.276				
14.277				
14.278				
14.279				
14.280				
14.281				
14.282				
14.283				
14.284				
14.285				
14.286				
14.287				
14.288				
14.289				
14.290				
14.291				
14.292				
14.293				
14.294				
14.295				
14.296				
14.297				
14.298				
14.299				
14.300				
14.301				
14.302				
14.303				
14.304				
14.305				
14.306				
14.307				
14.308				
14.309				
14.310				
14.311				
14.312				
14.313				
14.314				
14.315				
14.316				
14.317				
14.318				
14.319				
14.320				
14.321				

冷凍機凝縮器概要図



高速増殖原型炉もんじゅ

文書番号：MQAP740

改正番号：69

別添 3

請負契約にかかる一般仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

令和 8 年 1 月 5 日版

改 正 履 歴

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
1	平成13年11月 1日	13規則第116号	・受注者提出教育関係書類、品質管理、重要度分類及びグリーン購入法手続き等の明記
2	平成14年 1月31日	13規則第126号	・受注者品質保証計画書の運用について明記
3	平成14年 4月 1日	14規則第10-1号	・保安教育の講師要件、受注者提出教育関係書類等の明記
4	平成15年 3月24日	14規則第140号	・高速増殖炉もんじゅ建設所原子炉施設保安規定の改正に伴う変更、点検記録に関する品質管理上の改善に係る水平展開等、軽微な字句の追記及び訂正について明記
5	平成15年11月13日	15規則第43号	・保安検査における指摘事項を保安教育様式に反映した。
6	平成16年 6月 1日	16規則第18号	・保安規定改正に伴う、記載内容の見直し
7	平成16年 9月 1日	16規則第114号	・教育記録管理方法の変更に伴い、保安教育記録（様式-4）の提出を不要とした。
8	平成17年 1月26日	16規則第148号	・試験・検査に使用する機器等の校正、調整、保管等について追記した。 ・教育計画書の提出時期についてJ N C立会者の関係から、見直しを行った。
9	平成17年10月 1日	17規則第116号	・原子力安全監査の指摘事項を反映した。 ・受注者に対する反復教育の義務付け
10	平成19年6月1日	19も(規則)第60号	・設計管理、設計審査に関する要求を追加
11	平成19年12月14日	19も(規則)第156号	・保安規定の改正に伴う改正
12	平成20年2月21日	19も(規則)第175号	・受注者の管理する不適合について、原子力機構へ提出する様式を追加、及びこれに伴う所要の改正
13	平成20年8月29日	20も(規則)第80号	・高速増殖原型炉もんじゅに係る平成20年度第1回保安検査（特別な保安検査）における指摘に対する改善のための行動計画についてのうち、⑯不適合事象対応に関する改善活動の一層の充実に伴う改正
14	平成22年2月25日	21も(規則)第212号	・所要の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
15	平成 22 年 4 月 16 日	22 も(規則)第 9 号	・ JEAC4111-2009 の内容の反映
16	平成 22 年 6 月 2 日	22 も(規則)第 50 号	・語句の統一 ・提出図書リストの追加
17	平成 22 年 9 月 13 日	22 も(規則)第 131 号	・測定機器のトレーサビリティ等の取り扱いについて明確化 ・受注者不適合連絡票の改正
18	平成 23 年 4 月 7 日	23 も(規則)第 13 号	・平成 22 年度第 4 回保安検査のコメントを受けた、別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (作業責任者の力量に関する事項につき)
19	平成 23 年 5 月 23 日	23 も(規則)第 39 号	・別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (公的規格が定められていない材料管理に関する事項に追記)
20	平成 23 年 9 月 27 日	23 も(規則)第 192 号	・IVTM RCA の具体的対策の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (設計管理及び試験・検査管理に関する要求事項の追加) ・記載の見直し
21	平成 23 年 9 月 9 日	23 も(規則)第 143 号	・保安規定の改正に伴う組織改正の反映
22	平成 24 年 2 月 28 日	23 も(規則)第 321 号	・非常用ディーゼル発電機 C 号機シリンダライナーのひび割れに関する根本原因分析から得られた教訓の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (受注者の作業管理に関する要求事項の追加) ・記載の見直し
23	平成 24 年 5 月 10 日	24 も(規則)第 20 号	・「炉内中継装置の落下に伴う変形について(法令報告)」における品質マネジメントシステム (QMS) の改善事項の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (設計管理及び確認作業に関する要求事項の修正並びに追加) ・記載の見直し
24	平成 24 年 6 月 19 日	24 も(規則)第 57 号	・2 次系 RID サンプリングプロワ停止による運転上の制限逸脱の対策反映に伴う別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (現地物品管理及び試験・検査管理に関する要求事項の追加)

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
25	平成 25 年 11 月 8 日	25 も (規則) 第 106 号	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法改正に伴う安全文化醸成活動に係る規定の追加 ・品質保証計画の規定を追加 ・保守管理不備に係る現場作業の安全・品質向上に係る規定の追加 ・表記の見直し
26	平成 25 年 11 月 30 日	25 も (規則) 第 187 号	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業管理の規定及び品質保証計画書の規定の誤記の訂正
27	平成 26 年 9 月 30 日	26 も (規則) 第 96 号	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編に伴う記載の変更
28	平成 27 年 2 月 24 日	26 も (規則) 第 333 号	<ul style="list-style-type: none"> ・別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の追記 (品質管理調査に変更が生じた場合における事項の追記)
29	平成 27 年 3 月 26 日	27 も (規則) 第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称変更に伴う表記の見直し ・記載の見直し
30	平成 27 年 6 月 23 日	27 も (規則) 第 96 号	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の見直し
31	平成 27 年 9 月 11 日	27 も (規則) 第 107 号	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 B 号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る対策の反映とそれに伴う提出図書リストの見直し
32	平成 27 年 9 月 28 日	27 も (規則) 第 116 号	<ul style="list-style-type: none"> ・別添 4 (請負契約にかかる一般仕様書) の改正 (受注者不適合連絡票の見直し)
33	平成 27 年 11 月 5 日	27 も (規則) 第 127 号	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 B 号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る対策 (水平展開) の反映
34	平成 28 年 1 月 20 日	27 も (規則) 第 146 号	<ul style="list-style-type: none"> ・8. 教育訓練に関する記載の引用先の訂正
35	平成 28 年 3 月 24 日	28 も (規則) 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・線源領域中性子検出器事業者検査要領書の添付図面の誤りに係る対策の反映 ・様式-1 の改訂
36	平成 28 年 6 月 29 日	28 も (規則) 第 64 号	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者から受注者に対してリスクアセスメントの実施を要求できることを記載。 ・保安教育講師経歴書の位置づけの明確化及び教育記録への入所時教育の内容の明記に伴う様式-2、様式-3 の改正 ・所要の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
37	平成 29 年 8 月 30 日	29 も (規則) 第 100 号	・17-10 是正処置計画書「機器冷却系冷却ポンプ A 運転時の「機器冷却系冷却ポンプ A トリップ」警報発報による試運転の中止」に基づく改正 (2.6 「調達製品の維持又は運用に係る技術情報の提供」に受注者が発注者に通知すべき技術情報の例を追加)
38	平成 30 年 3 月 30 日	30 も (規則) 第 258 号	・組織改編に伴う見直し
39	平成 31 年 3 月 29 日	31 も (規則) 第 27 号	・作業責任者等認定制度の導入に伴う見直し
40	平成 31 年 4 月 26 日	令 01 も (規則) 第 1 号	・改元に伴う元号の見直し
40	令和元年 7 月 24 日	令 01 も (規則) 第 57 号	・「作業責任者等認定制度の運用規則」の改正 (令 01 も (規則) 第 38 号) に伴う別添一「請負契約にかかる一般仕様書の変更
41	令和元年 9 月 5 日	令 01 も (規則) 第 91 号	・原子力安全監査による指摘 (不適合 16-68) 「化学消防自動車年次点検における引合先の品質管理調査・評価の未実施」に伴う品質保証計画書の作成要件及び安全文化の醸成活動の実施要件の見直し
42	令和元年 10 月 31 日	令 01 も (規則) 第 113 号	・是正処置計画書「保修票(H-OS-19-0028)「1 次系 C/T ブロア A トリップ」警報発報に係る不適合管理(管理番号: 19-14-1)」に基づき、再発防止策を追加 (3.1(5)f 項)
43	令和元年 11 月 22 日	令 01 も (規則) 第 123 号	・是正処置計画書「1 次系(C)Na 漏えい検出設備点検に係る点検工程の変更手続不備(管理番号: 17-86-6)」に基づく再発防止策の追加 (2.6 「調達製品の維持又は運用に係る技術提供の例の追加)
44	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日	・新検査制度(法令改正)の施行に伴う要求事項の反映 ・教育関係要領の再構築に伴う 8. 教育・訓練の変更 ・様式-3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第 117 条に基づく保安教育記録の見直し ・添付-3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第 117 条に基づく保安教育記録(様式-3 記載例)の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
45	令和 2 年 10 月 16 日	令和 2 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・是正処置計画書「保修票(H-EM-20-0017)「1次系オイルリフタポンプ A-B カップリング部の摩耗」及び保修票(H-OS-20-0015)「1次系オイルリフタ用ストレーナ A 出口圧力低警報未発報」に対する不適合管理」(管理番号:20-5)に基づく再発防止策の追加 (3. 作業管理 (5) その他に g 項として機械品と電気品の点検受注者が異なる場合、あるいは、電気品の受注者が単独で点検を実施し、再組立て作業も実施する場合の留意事項を追記) ・JIS Z 7253 の制定に伴う記載の適正化 (MSDS から SDS へ変更)
46	令和 4 年 2 月 1 日	令和 4 年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の見直し
47	令和 5 年 2 月 3 日	令和 5 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の見直し
48	令和 5 年 7 月 12 日	令和 5 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止処置計画書 (23-未-1)に基づく対応として保安教育記録に理解状況の確認項目を追加 ・所要の見直し
49	令和 6 年 3 月 21 日	令和 6 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の見直し
50	令和 6 年 6 月 26 日	令和 6 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本文 (MQAP740) 改正に合わせた表紙日付の改正
51	令和 6 年 10 月 29 日	令和 6 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
52	令和 7 年 12 月 24 日	令和 8 年 1 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃料交換装置爪開閉モータの破損」に係る再発防止策として、4.1 設計管理に項目を追記

目 次

1. 一般事項	
1.1 適用範囲	9
1.2 適用又は準拠すべき法令等	9
1.3 提出図書	9
2. 請負一般	
2.1 作業完了及び責任	9
2.2 安全の確保	9
2.3 事故及び災害等の防止	9
2.4 事故発生時の連絡報告義務	10
2.5 入退構及び物品、車両等の搬出入	10
2.6 調達製品等の維持又は運用に係る技術情報の提供	10
3. 作業管理	
3.1 受注者の作業管理	10
3.2 作業の実施及び工程	12
3.3 他の請負との関連	12
4. 品質管理	
4.1 設計管理	13
4.2 外注管理	13
4.3 現地作業管理	14
4.4 現地物品管理	14
4.5 公的規格が定められていない材料管理	15
4.6 試験・検査管理	15
4.7 不適合管理	17
4.8 記録の保管	17
4.9 監査	17
4.10 品質保証計画書	17
4.11 受注者の安全文化を育成し、維持するための活動	18
4.12 その他	18
5. 供給範囲	
5.1 発注者の供給範囲	18

5.2 受注者の供給範囲	19
6. 作業の安全	
6.1 基本方針	19
6.2 安全基本方針	19
6.3 体制	20
6.4 安全衛生推進協議会への加入	20
7. 試験・検査及び検収	
7.1 試験・検査	20
7.2 検収	20
8. 教育・訓練	
8.1 教育計画	20
8.2 教育の実施	21
8.3 反復教育の実施	21
8.4 教育対象外及び免除	21
9. 守秘義務	22
10. グリーン購入法の推進	22
別表 提出図書リスト（一般事項） 27	
様式－1 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育計画書	28
様式－2 入所時保安教育講師経歴書	29
様式－3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育記録	30
様式－4 受注者不適合連絡票	31
添付－1 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育計画書（様式－1記載例）	32
添付－2 入所時保安教育講師経歴書（様式－2記載例）	33
添付－3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育記録（様式－3記載例）	34

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「発注者」という。）における請負作業等にかかる一般仕様を示したものであり、技術仕様については技術仕様書で定める。

1.2 適用又は準拠すべき法令等

- (1) 受注者は、請負契約に基づいて行うすべての受注業務に關し、適用又は準拠する全ての法令、規格、基準等（以下「適用法令等」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、作業に必要な許認可のうち、発注者が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に手続を行わなければならない。
なお、受注者が行う許認可については、その写しをその都度発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、作業の実施に当たり、適用法令等、本仕様書及び技術仕様書に定めのない事項並びに適用法令等の改訂が見込まれている場合、発注者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受注者は、管理区域内で作業を行う場合は放射線管理仕様書を遵守しなければならない。

1.3 提出図書

受注者は、作業の実施に当たり、本仕様書に定める図書（別表「提出図書リスト（一般事項）」）について、それぞれ提出の要否を発注者と協議して提出すること。また、技術仕様書に定める図書（技術仕様書の別表「提出図書リスト」）は、遺漏なく発注者に提出すること。

2. 請負一般

2.1 作業完了及び責任

受注者は、作業の実施に当たり、契約書の定めるところに従い、本仕様書、技術仕様書及び合議事項等に基づいて責任を持って誠実に作業を実施し、これを完了しなければならない。

2.2 安全の確保

受注者は、作業の実施に当たり安全確保について自らの責任において実施し、適用法令等を遵守することはもちろん、常に安全の確保に細心の注意を払い、労働災害の絶無を期さなければならない。

2.3 事故及び災害等の防止

受注者は、作業の実施に当たり、事故及び災害等を生じないように十分注意するとともに、作業目的、発注者の所有する設備及び第三者に損害を及ぼすことのないよう責任を持って万全の予防措置を講じなければならない。

2.4 事故発生時の連絡報告義務

受注者は、作業の実施に当たり、火災や交通災害等の事故が発生した場合の連絡箇所、連絡方法などをあらかじめ定めておくものとし、事故及び異常が発生した場合には、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

2.5 入退構及び物品、車両等の搬出入

受注者は、入退構及び物品、車両等の搬出入に当たって、発注者所定の手続を遵守すること。

2.6 調達製品等の維持又は運用に係る技術情報の提供

受注者は、本契約に基づく作業及び過去に高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）に納入した作業に関して、発注者が当該調達製品等の維持又は運用に必要な原子力施設の保安に係る技術情報は、速やかに発注者の当該作業担当課に通知すること。なお、発注者が取得した当該技術情報は、他の発電用原子炉設置者と共有する場合がある。

＜発注者に通知すべき情報の例＞

- ・CLD等などで使用しているコンプレッションフィッティングの締付け要領の変更
- ・タイマーリレーなどの調達製品等で型式に変更はないものの、性能や機能に変更がある場合の設計変更情報
- ・もんじゅの設計メーカ以外であっても既設備の付属品を供給し据え付けた場合、当該付属品に対する不具合や生産中止等に関する技術情報

3. 作業管理

3.1 受注者の作業管理

（1）受注者は、作業の実施に当たり、作業を安全かつ確実に実施するため、責任と権限の所在を明確にし、必要な体制を確立するものとする。

（2）総括責任者

- ・請負契約による作業等について、自社作業員への指示や規律の維持、業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。
- ・「作業責任者等認定制度の運用規則」の適用を受ける作業等において、総括責任者の職務は、当該規則第3条第1項第2号によるものとする。

（3）現場代理人

- ・受注者は、作業の実施に当たり、現場代理人を選任し、発注者に届け出るものとする。
- ・現場代理人は、作業現場に常駐し、作業現場の取締り、その他作業に関する全ての事項について責任を持って処理するものとする。

（4）現場作業責任者

- ・現場代理人は、現場代理人の業務を補佐させるため、作業単位ごとに労働安全衛生法第60条に基づく職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者から現場作業責任者及び必要に

応じ代務者を指名し、発注者に届け出るとともに作業現場に常駐させるものとする。なお、職長等安全衛生教育修了者にあっては修了証の写しを、同等以上にあっては職歴書を提出すること。

- b. 現場代理人は、「作業責任者等認定制度の運用規則」の適用を受ける作業においては、職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者であって、「現場作業責任者認定教育（協力会社）」を受講し、所長が認定した者の中から現場作業責任者を指名するものとする。
- c. 現場作業責任者は、作業の安全かつ円滑な進捗を図るため、作業の実施に関する事項について、責任を持って処理するものとする。
- d. 現場作業責任者は、作業現場において現場作業責任者であることが明確に分かる標章を付けるものとする。
- e. 現場作業責任者は、点検する設備についての知識及び経験（類似作業を含む。）を有している者であること。

（5）その他

- a. 作業員は、十分な知識及び技能を有し、熟練した者とする。また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させるものとする。
- b. 受注者は、安全上重要な設備に過大な力が負荷されるおそれのある次の作業を行う場合、工具の取扱い等、技術上重要な事項を含めた具体的な手順を作業要領書に反映し、作業を行うこと。
 - ① 非常用ディーゼル発電機シリンダライナー取り外し作業
 - ② 過熱器水室部の取り外し作業
 - ③ 原子炉補助冷却水ポンプ電動機カップリング取り外し作業
 - ④ その他、受注者より安全上重要な設備に過大な力が負荷されるおそれのある作業に該当すると指示された作業
- c. 受注者は、初めて当該作業に携わる作業員に対し、当該作業員が作業に携わる前までに作業要領書の読み合わせにより作業内容の確認を実施し、作業者が必要とする技術（力量）を付与したことを議事録等に記録し、発注者に提出すること。
- d. 受注者は、当該作業に携わる作業員に対し、作業要領書の読み合わせによる作業内容の確認を実施し、その記録を作業着手前に発注者に提出すること。なお、その記録には、受注者及び受注者の協力会社に対し、工事計画認可の対象機器を取扱う揚重作業においてもんじゅで新たに使用、新規製作又は改造した治具（汎用品を除く）を使用していないかの結果を含むこと。
- e. 受注者は、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」に基づく作業について、作業要領書及び「安全統一ルール」に記載されている作業安全に係る要求事項を当日のTBM、KYで確認し、その確認シート等を当日の作業開始前に発注者に提出すること。また、発注者の要求に応じてリスクアセスメントを実施し、発注者の確認を受けること。

- f. 受注者は、他社が行っていた分解点検作業を初めて受注した場合、再組立て時に誤って逆に取付けをすることで機器の故障等に繋がる部品を構造図等で明確にするとともに、分解点検後の再組立て時に、当該部品が正しく取り付けられていることを立会や記録により確認する旨を点検要領書に記載し、発注者の確認を受けること。立会検査実施の区分等については、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」に基づくものとする。
- g. 受注者は、機械品（ポンプ、駆動弁等）と電気品（電動機等）の組合せにより構成される設備機器の点検において両者の点検受注者が異なる場合、あるいは、機械品と電気品の点検頻度が異なり、電気品の受注者が単独で点検を実施し、再組立て作業も実施する場合の分解、再組立て作業について次に示す留意事項を点検要領書に反映し、発注者の確認を受けること。
- ①機械品と電気品の組合せ部を持つ設備機器の点検作業が同時期に行われる場合、カップリング等駆動機構部の分解及び点検後の再組立ては、機械品の受注者が実施すること。
- ②点検周期/頻度等の関係から電気品側受注者が単独で作業を実施する必要が生じた場合、カップリング等駆動機構部の再組立て作業は、機械部品の組立てに関する知識や技能を有する作業員を配置すること。
- ③カップリング等駆動機構部の機械部品の再利用については、その確認基準を明確にすること、または、再利用せず部品の新品交換を行うこと。
- ④カップリング等駆動機構部の機械部品分解・再組立て作業については、その手順、ホールドポイントを点検要領書において明確に記載するとともに分解前、再組立て時の状態を記録（写真）として残すこと。

3.2 作業の実施及び工程

- (1) 発注者は、作業の実施に当たり、特に必要と認めたときは作業実施の条件、方法及び工程を指示することができる。
- (2) 受注者は、作業の実施に先立ち、実施の条件、方法及び工程を明らかにした作業に関する計画図書を発注者に提出し、確認を受けるものとする。この場合、工程については品質へ影響を与えるような無理な工程になつていいことも確認を受けるものとする。
- (3) 前項の作業に関する計画図書の工程には、作業に必要な許認可及びホールドポイントも明らかにしなければならない。
- (4) 受注者は、第2項の作業に関する計画図書を変更する必要があるときは、遅滞なく発注者に届け出、確認を受けるものとする。

3.3 他の請負との関連

受注者が行う作業期間中に、同一作業区域内又は近接地において他の作業が実施される場合、受注者は他の請負の実施者と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るよう協力しなければ

ならない。

4. 品質管理

4.1 設計管理

- (1) 受注者は、設計管理を自社の品質保証計画にのっとり実施するほか、発注者が定める「もんじゅ設計管理要領(MQAP730)」に従い実施する設計審査に適合するよう設計活動を実施すること。
- (2) 受注者は、これらの活動については、「4.9 監査」で実施する受注者の品質監査時に、要求があった場合は活動状況の説明をすること。
- (3) 受注者は、実績のある機器、施工法等を使用する場合でも、それを通常と異なる方法で使用する場合は、それに関する情報を提出すること。なお、提出する場合は、承認申請図書として提出すること(機器製作方案等へ記載し、承認を得ること。)。

＜発注者に通知すべき情報の例＞

- CLD 等で使用しているコンプレッションフィッティングの締付け要領の変更
- (4) 受注者は、設計のプロセスや製作のプロセスでの気付き事項等を着実に施工や施工後の検査及び試験の要領書に反映すること。また、これらの情報を提出すること。
- (5) 受注者は、動的機器の設計を行う場合、次の要求を満足すること。
- a. 動力を伝達する重要な接合部(ねじ構造等)に対し、機能喪失事象を評価し、その結果を技術資料として当該作業担当課に提出するとともに、容易にその機能(幾何学的な形状の維持など)を喪失しない設計とする。
 - b. 動力を伝達する重要な接合部(ねじ構造等)又は購入品と取合う接合部(ねじ構造等)を構造図等に明記する。

＜幾何学的な形状の維持の例＞

- 動力を伝達する接合部で、部品の回転等により部品と他部品との寸法が変わる構造(平板形状)の場合、回転等を防止し、形状が維持されていること(例：原子炉機器輸送ケーシンググリッパ構造)。
- (6) 工事計画認可の対象機器を取り扱う揚重作業で、もんじゅで新たに使用、新規作成又は改造した治具(汎用品を除く)を使用する場合は、機構担当者に使用又は製作する旨を連絡し、製作管理を行うこと。なお、製作管理情報は、承認申請図書として提出すること(機器製作方案、機器外形図等を作成し、承認を得ること)。
- (7) 受注者は、仕様変更(形状・寸法・性能・機能等)を行う場合、それに伴う設備への影響に対する評価プロセスと評価結果を、当該作業担当課に提出すること。

4.2 外注管理

受注者は、重要な機器、資材又は作業の一部を外注する場合、外注先一覧表を発注者に提出すること。外注先の選定に当たっては、品質管理体制及び製品の製造実績並びに技術者の配置状

況等の技術的能力を確認すること。また、その外注先について発注者が不適合と認めた場合、拒否できるものとする。

4.3 現地作業管理

- (1) 受注者は、現地作業実施に当たりあらかじめ作業計画書（作業要領、作業工程、品質管理要領、安全管理要領等）を作成し、発注者の確認等を得た後着手すること。なお、作業要領書に図面を添付する場合は、現在の設計と相違がないか確認すること。また、作業計画書の変更を行う場合は変更による影響を評価し、発注者の確認を得た後、文書によりその内容を関連箇所に周知徹底すること。現地作業に係る作業要領書の作成に当たっては、発注者が定める施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」を遵守すること。
- (2) 受注者は、作業計画書等の内容について、品質管理及び安全管理の観点から、それらの専門知識のある者により確認を得た上で、あらかじめ実際に作業を行う現場作業責任者等に周知徹底するとともに、より一層の作業の品質確保に努めること。
- (3) 受注者は、作業が計画どおり実施されていることをチェックシート、品質管理担当又は安全管理担当の立会い等により確認するとともに、発注者に報告し必要な確認を受けること。
- (4) 受注者は、作業員が必要な資格及び技能（現場作業責任者にあっては、点検する設備についての知識及び経験（類似作業を含む。））を有していることを確認すること。また、必要に応じ有資格者リストを発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、現地作業実施において経験した情報共有不足等を報告するとともに、具体的かつ現実的な改善を作業報告書に記載すること。

4.4 現地物品管理

- (1) 受注者は、現地に持ち込み取り扱う物品について、製造者より S D S (安全データシート) の通知を受けている場合、その旨発注者に通知すること。また、取扱者が現場において閲覧できるよう措置を講じること。
- (2) 受注者は、物品管理について管理体制及び方法を明確にし、物品の仕様照合、数量確認、識別、保管等の管理を行うこと。また、 S D S の通知を受けている物品の管理についてはその内容に従うこと。
- (3) 物品の保管は、適切な環境及び養生の下を行い、錆の発生、損傷及び劣化を防止するよう努めること。
- (4) 物品の受入時には受入検査を行い、送付状との照合、外観・目視検査等を実施し、仕様、数量及び保管場所等必要事項の確認並びに記録を行うこと。また、電気的取り合いのある物品については、外観・目視検査の確認事項に充電露出部の有無確認を含めること。
- (5) 物品には物品管理票の取付け等により、受入れから据付け終了までの間、隨時現品確認ができること。
- (6) 物品の払出し時には、その物品の用途、品名、形式、数量、外観状況等及び使用条件に合致

していることをチェックシート等により確認すること。

- (7) 重要な物品の梱包、輸送及び保管については、あらかじめ要領書を定め発注者に提出し、これに従い実施すること。
- (8) 受入検査結果及び払出し時の検査結果について、主要なものは発注者の確認を受けること。
また、P R T R 法にて指定される特定化学物質を含有する物品の受入又は払出しを行う場合は、その都度、仕様及び数量を発注者に通知すること。

4.5 公的規格が定められていない材料管理

- (1) 受注者は、公的規格が定められていない材料について、材料メーカーが発行する材料証明書を受理する際、材料メーカーの品質管理部門等の確認がなされていることを確認すること。
- (2) 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができないものについては、必要に応じ受注者が元データの確認を実施すること。ただし、ディーゼル発電機に用いるシリンドライナーについては、製造時の鉛混入による引張強さが低下したシリンドライナーが納入されないように、「材料の成分分析の調査方法」及び「材料の機械的強度の試験方法」を明確にすること。

4.6 試験・検査管理

- (1) 受注者は、あらかじめ試験・検査項目、立会区分及び記録提出区分等を含めた試験・検査計画を作成し、発注者の確認を受けこれに従い実施すること。
- (2) 受注者は、試験・検査の実施に当たり、あらかじめ要領書等を作成し、発注者の確認を受けこれに従い実施すること。なお、現地で実施する試験・検査の要領書は、発注者が定める施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」を遵守すること。
- (3) 試験・検査要領書等の記載事項には、目的、方法、適用法令、規格、基準、記録様式、記録項目、チェック項目、判定基準等が含まれていること。
- (4) 受注者は、検査員が必要な資格及び能力を有していることを確認の後、検査させること。また、必要に応じ有資格者リストを発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、受注者が試験・検査で使用するために準備する測定機器の機能及び精度を確保するために、次の管理方法を品質保証計画書の中で明確にし、管理する（リース品の管理を含む。）。
 - a. 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録すること。
 - b. 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整すること。
 - c. 校正の状態を明確にするために識別を行うこと。
 - d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにすること。
 - e. 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。

f. 測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器及び影響を受けた業務・発電用原子炉施設すべてに対して適切な処置をとるとともに、校正及び検証結果の記録を維持すること。

g. コンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができるることを確認すること。この確認は、最初の使用に先立って実施すること。また、必要に応じて再確認すること。

(6) 受注者は、当該試験・検査に先立って、合否判定のために使用する測定機器が次の事項に基づき適切であることについて、発注者の確認を得ること。

- a. 校正記録により、測定機器が校正されたものであること。
- b. 校正記録に測定機器の識別情報(名称、製造番号等)、精度が記載されていること。
- c. 校正記録及びトレーサビリティ体系図等により、校正に用いた基準が国際又は国家計量標準にたどり着ける状態になっていること（校正記録に国際又は国家標準器までトレーサビリティが取れていることを証明できる場合は、トレーサビリティ体系図等を必要としない。）。

ただし、使用前検査、定期事業者検査又は溶接事業者検査以外で判定のために使用する測定機器であり、JIS 等の規定により製作された鋼製巻尺、金属製直尺等、調整機能を持たない測定機器については、受注者の品質保証計画書に管理方法（校正は行わないものの定期的な点検を行う等）の定めがあり、その管理に従って運用されている場合は、校正記録及びトレーサビリティ体系図を必要としない。なお、発注者が受注者の管理又は運用に関する確認を記録提出又は受注者品質監査により確認を行う場合は、その要求に対応すること。

(7) 受注者は、確認を得た校正記録及びトレーサビリティ体系図等については、試験・検査の報告書の作成時にまとめて提出すること。なお、使用前検査、定期事業者検査又は溶接事業者検査で判定のために使用する測定機器の校正記録及びトレーサビリティ体系図等については、当該試験・検査の開始前に発注者へ提出すること。

(8) 技術仕様書に、調達先（工場等）での試験・検査が要求されている場合は、品質管理上のホールドポイントとして扱い、当該試験・検査に合格するまでは、次の工程に進めてはならない。

(9) 「調達要求事項への適合状況を記録した文書」として、試験・検査記録は速やかに発注者に提出、報告し確認を受けること。なお、作業報告書提出前に発注者が必要となる記録については別途指示するので対応すること。

(10) 報告書の作成に当たっては、原則として現場にて記録した用紙をそのまま原紙として取り込むこと。

(11) 新規製作の設備又は作業の内容が設備改造に該当する場合は、設備の運用上留意すべき事項を抽出し、発注者と協議・調整した内容を反映した上で、取扱説明書又は作業報告書等（設計段階における検討資料・図書含む。）にその対応方法について記載すること。

- (12) 受注者は、動力を伝達する接合部（ねじ構造等）の組立て時又は据付け時に機能喪失を防止するために緩み防止措置等を施す場合、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」の定めに従い、その措置等に対する確認の実施を要領書に明記すること。
- (13) 受注者は、設備の本来の機能を喪失する又は重大な故障につながる部品を交換する場合、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」の定めに従い、交換前後の部品を比較し、それらの差異に気付くよう交換前後の取付け状態の確認の実施を要領書に明記すること。
- (14) 受注者は、電気的な取り合いのある計装品を受け入れ、また据え付ける際には、他の必要な検査・確認事項に加え、充電露出部がないことを目視にて確認すること。
- (15) 受注者の工場等において定期事業者検査又はその他の活動（立会いや記録確認等）の際に原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りがある場合、受注者は、その対応について協力するものとする。

4.7 不適合管理

- (1) 不適合な材料、物品及び機器等の使用又は据付を未然に防止するための管理方法を確立しておくこと。
- (2) 不適合処理に対する審査の責任と処置決定の権限を明確にしておくこと。
- (3) 受注者は、設計、製作、現地作業、試験・検査等の各段階において、不適合が発見された場合（偽造品又は模造品等を含む。）は、様式一4「受注者不適合連絡票」により速やかに発注者へその状況を報告するとともに、不適合箇所又は不適合物品を適切な方法で識別すること。
- (4) 受注者は、不適合に対し原因を究明し適切な是正処置の立案を行い、様式一4「受注者不適合連絡票」にて発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、計画した是正処置を実施した後、速やかにその結果を様式一4「受注者不適合連絡票」にて発注者へ報告すること。

4.8 記録の保管

受注者は、重要な品質管理について必要に応じ追跡調査ができるよう整備及び保管すること。

4.9 監査

- (1) 発注者は、受注者の品質保証活動状況を確認するため、必要に応じて受注者の品質監査を行うことができる。
- (2) 受注者が重要な機器、資材及び作業の一部を外注する場合は、受注者が調達先の品質保証活動状況を確認するとともに、受注者が調達先に対して適切な確認を行うように内部規定等で定めていること。
- (3) 発注者が受注者の調達先に対する品質保証活動状況の確認が不十分と認めた場合は、直接調達先の品質調査をすることがあるので、受注者はこれに協力すること。

(4) 受注者は、必要に応じ、適切な内部監査を行うよう内部規定等で定めていること。

4.10 品質保証計画書

(1) 以下の a, b のいずれかに該当する受注者は、契約締結後速やかに、JEAG4121-2015 の附属書-1 「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」に基づき、品質保証体制を明確にした品質保証計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、作成に当たっては、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」を参照すること。また、a, b に該当しないが c に該当する受注者は、契約締結後速やかに、品質保証計画書（ISO9001 相当）を作成し、発注者に提出すること。ただし、品質保証計画書を年度初めに提出し、これを適用する場合は、作業契約ごとの提出を要しない。

なお、当該作業の品質保証活動が、年度初めに提出した品質保証計画書と差異がある場合は、当該部分についてその内容を示す書類を提出すること。

- a. 工認対象機器を扱う作業
- b. 溶接事業者検査対象作業
- c. 廃止措置管理、運用管理、燃料管理、廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び非常時の措置に関連する作業（カタログ等市販品の購入を除く。）

4.11 受注者の安全文化を育成し、維持するための活動

(1) 廃止措置管理、運用管理、燃料管理、廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び非常時の措置に関連する作業を行う受注者は、設計、製作、現地作業、試験・検査等の実施を踏まえて、安全文化を育成し、維持するために必要な活動を実施すること。

(2) 受注者は、これらの活動について要求があった場合は、活動状況の説明を行うこと。
なお、品質を確保するために日常的に実施される、報告・連絡・相談、あるいは 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）のための教育活動、TBMでの注意喚起とコミュニケーション、現場における立会いに際しての期待事項伝達なども安全文化育成・維持活動とする。

4.12 その他

(1) 作業に使用される設備及び治工具は、所要の機能及び精度を有するものを使用すること。
また、それらの機能及び精度を維持するための適切な点検及び取扱方法を定めておくこと。

(2) 受注者は、作業開始前に受注した作業にかかる発注者の定めている品質マネジメントシステム関係文書を確認し、その内容を理解及び周知すること。

(3) 受注者は、契約期間中において、契約締結前に発注者に提出した品質管理調査票等の品質管理調査に関する事項に変更が生じた場合は、発注者の契約担当箇所に申し出ること。

5. 供給範囲

5.1 発注者の供給範囲

- (1) 発注者は、作業の実施に当たり、技術仕様書に定めるものを供給するものとする。その他のものについては、発注者が必要と認めた場合に限り供給及び貸与する。
- (2) 受注者は、支給品及び貸与品の使用について事前に届け出て、発注者の確認を得るとともに、発注者の定める使用要領、規則等を遵守すること。
- (3) 受注者は、貸与品が使用済みになった場合、発注者の指定する期日までに、受注者の負担において、清掃、点検及び手入れを実施の上、所定の箇所に返却すること。
なお、貸与した資材置場及び作業用地については、原状に復して返却すること。

5.2 受注者の供給範囲

- (1) 受注者は、発注者が特に指定するものを除き、請負契約に係る全ての資材及び役務の維持又は運用に関する必要な技術情報（当該資材及び役務の供給後における必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を含む。）を供給するものとする。
- (2) 受注者は、調達先がある場合、調達先との間の責任を明確にしておくこと。
- (3) 受注者は、調達要求事項の適用を受注者の調達先まで及ぼすための事項を明確にしておくこと。
- (4) 受注者は、「技術仕様書」に特に指定のない事項であっても、次に示すような請負目的を達成するために必要な役務は含まれるものとする。

a. 請負

- ① 作業に伴う工程管理、作業管理、安全管理、品質管理等の役務
- ② 作業用資材の保管及び搬出入
- ③ 仮設備の設置（機器及び区域の養生、安全対策等）
- ④ 試験・検査用機器、資材の供給及び手順、方法等の確立と実施
- ⑤ 関連作業間の連絡調整
- ⑥ その他後片付け、清掃等の復旧作業

b. 試験等

- ① 発注者の行う試験・検査等に伴う検討及び資料作成
- ② 発注者の行う試験・検査

6. 作業の安全

6.1 基本方針

受注者は、作業の実施に当たっての安全確保は自らの責任において実施し、災害防止について万全の対策を立て、円滑に作業を進めるものとする。

6.2 安全基本方針

受注者は、作業の実施に当たって、あらかじめ次に例示するような事項を記載した安全確保

のための計画図書等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

- (1) 安全管理の基本体制
- (2) 作業員の安全教育及び訓練
- (3) 安全施設及び装備
- (4) 工法及び工程に対する安全上の配慮
- (5) 事故発生時の連絡通報体制（緊急時連絡体制）

6.3 体制

- (1) 受注者は、作業の実施に当たり労働安全衛生法第60条に基づく職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者から安全衛生に関する責任者（以下「安全衛生責任者」という。）を選任し、発注者に届け出ること。なお、職長等安全衛生教育修了者はその写しを、同等以上の者は職歴書を提出すること。
- (2) 安全衛生責任者は、作業現場に常駐し、請負全般について災害防止に必要な措置を講じ、災害の防止に努めるものとする。
- (3) 安全衛生責任者は、作業現場において安全衛生責任者であることが明確に分かる標章を付けるものとする。

6.4 安全衛生推進協議会への加入

- (1) 受注者は、作業中の労働安全衛生等の円滑な推進に資することを目的とした「高速増殖原型炉もんじゅ安全衛生推進協議会」に加入するものとする。

7. 試験・検査及び検収

7.1 試験・検査

受注者は、本仕様書及び技術仕様書に定めるところにより、請負の試験・検査を実施しなければならない。

7.2 検収

技術仕様書に定める検収条件を満足すること。

8. 教育・訓練

受注者は、入所時に作業者に対して作業安全上必要な入所時教育（以下「教育」という。）を徹底するとともに、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定に定める教育について、次のとおり実施すること。

8.1 教育計画

- (1) 受注者は、構内にて作業を行う場合は、原則として契約件名ごとに担当課室まで様式一「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」を教育開始前までに提出すること。様式一「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条

に基づく保安教育計画書」には教育予定日、教育時間（30分以上）、教育場所、講師名及び受講者氏名を記載すること。

なお、提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

- (2) 様式一2「入所時保安教育講師経歴書」に記載する講師については8.2(2)の要件を満たす者とする。
- (3) 作業担当課は提出された計画書に基づき教育の現場に立会いをすることがあるので、立会い時は協力すること。
- (4) 教育資料は、「協力会社用入所時教育テキスト」とする。
- (5) 8.4(2)に示す教育免除者は、教育計画書の提出は不要とする。

8.2 教育の実施

- (1) 受注者は、教育計画書に従って教育を実施し、様式一3「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育記録」を作業開始前に契約件名ごとに担当課まで提出すること。

なお、8.4(2)により教育を免除した者も含むこととする。

また、講師は、その担当した教育を受講したものとみなすことができる。受講したものとみなす場合は、様式一3「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育記録」の作業員氏名欄に記載すること。また、教育資料欄には、教育を行った際の教育資料名称とその改正番号を記載すること。

様式1～3の記入例を参考として添付する（添付1～3参照）。

- (2) 教育を実施する講師はもんじゅでの作業経験があり、次のいずれかの要件を満たす者とし、様式一2「入所時保安教育講師経歴書」を様式一1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」に添付すること。

ただし、当該年度に様式一2「入所時保安教育講師経歴書」を他案件により提出している場合はこの限りではない。

- ①職長等安全衛生教育修了者（労働安全衛生法に基づく教育）
- ②原子力施設で業務に従事し通算1年以上の経験があるもの。

8.3 反復教育の実施

- (1) 受注者は、教育実施日より3年を超えない期間ごとに反復教育を実施するものとする。
なお、教育資料のうち、保安規定に関係する記載内容に変更が生じた場合には、都度速やかに実施するものとする。
- (2) 反復教育の記録については、8.1及び8.2に準じて提出することとするが、契約件名ごとでなく実施時期毎で差し支えない。

8.4 教育対象外及び免除

- (1) 次に示す者は教育対象外とする。

- ・ 連続して 8 日以内の臨時入構者で、かつ、作業を実施しない者
 - ・ IAEA、WANO、警察等の所属者でもんじゅにて業務を行う者
- なお、「作業を実施しない者」とは見学者、査察、監査、法定検査員、取材者、納品者、作業見積等の現場視察者等とする。

(2) 次に該当する者は教育免除とする。

- ・ 教育受講済の者であって、もんじゅ退所後 3 年以内で、かつ、退所している間に教育資料の記載内容に変更がない場合
 - ・ 当該年度以前に既に教育を受講し継続してもんじゅ構内で作業を行う者
- なお、教育は業者間で有効とする。すなわち、作業員が A 協力会社で教育を受講した場合、同作業員が B 協力会社に移っても、A 協力会社での教育を有効として取り扱う。

9. 守秘義務

受注者及び作業員は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合は、それを採用する。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

附 則

この仕様書は、平成13年11月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成14年 1月31日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成15年 3月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成16年 6月 8日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成16年 9月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成17年 2月14日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成17年10月 1日から施行する。

なお、8.3において教育実施日より3年を超えている受注者については、平成18年3月までに反復教育を実施するものとする。

附 則

この仕様書は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年4月19日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、平成24年5月14日から施行する。

第2条 4.6(12)及び(13)に規定する確認作業の実施については、本改正の施行日以降に契約締結した案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成25年11月30日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成25年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第26次改正の施行日（原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日 平成26年10月1日）から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年7月11日から施行する。

本改正の適用は、契約請求起案日が本仕様書の施行日からの調達に適用する。

附 則

この仕様書は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第28次改正の施行日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 3.1(3) b項に規定する作業責任者等認定制度の実施については、本改正の施行日以降に契約締結した案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年9月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年9月17日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年11月15日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年12月20日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

ただし、8. 教育・訓練及びこれに関する様式については、令和2年4月1日から作業者の入所時教育に適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和2年10月23日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和4年2月3日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第38次改正の施行日より施行する。

附 則

この仕様書は、令和8年1月5日から施行する

別表 提出図書リスト（一般事項）

図書名	提出時期	提出先	提出部数	備考
1.提出図書一覧表	着手前	作業担当課	3	
2.着手届	着手前	作業担当課	2	
3.現場代理人届	着手前	作業担当課	2	
4.現場作業責任者届	着手前	作業担当課	2	
5.安全衛生責任者届	着手前	作業担当課	2	
6.作業要領書※ ²	着手前	作業担当課	3	
7.品質保証計画書※ ¹ ※ ²	着手前	作業担当課	4	
8.試験・検査要領書※ ²	試験・検査実施前	作業担当課	3	
9.安全管理要領書（安全管理計画書）※ ²	着手前	作業担当課	3	必要に応じ、提出することとする。なお、作業要領書に含めても可とする。
10.作業体制表	着手前	作業担当課	2	作業要領書に含めても可とする。
11.緊急時連絡体制表	着手前	作業担当課	2	
12.教育計画書	教育開始前	作業担当課	1	必要に応じ、提出
13.教育記録	着手前	作業担当課	1	
14.有資格者リスト	着手前	作業担当課	別途指示	必要に応じ、提出
15.工程表	着手前	作業担当課	別途指示	様式指定
16.外注(購入)先一覧表	着手前	作業担当課	別途指示	外国製品の場合は国名
17.受注者が行う許認可書類の写し	その都度	作業担当課	2	
18.作業日報	当日分を翌日	作業担当課	1	
19.作業月報	当月分を翌月	作業担当課	1	
20.作業要領書の読み合わせ記録	着手前	作業担当課	1	
21.TBM、KYの確認シート	当日作業開始前	作業担当課	1	写真等、TBM、KYの実施状況の分かるものでも可とする
22.完了届	完了後速やかに	作業担当課	1	様式指定
23.作業報告書※ ²	作業完了後	作業担当課	2	提出前に内容説明実施
24.検収届	検収時	作業担当課	1	様式指定
25.その他原子力機構が必要と認めた書類	その都度	作業担当課	別途指示	

※¹品質保証計画書を年度初めに提出し、これを適用する場合は、作業契約ごとの提出を要しない。

なお、当該作業の品質保証活動が、年度初めに提出した品質保証計画書とに差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

※²「設備図書等運用要領(MQ424-01)」に基づき提出するものとする。

J A E A 作業担当課 (課)	
課長	

樣式—1

令和 年 月 日

協力会社名

役 職 氏 名 印

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定
第 117 条に基づく保安教育計画書（令和 年度）
区分（常駐者 or 契約）
契約件名：

注) 表1「もんじゅ入所時に安全上必要な教育」に基づき教育を行うこと。

注) 提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

表1：もんじゅ入所時に安全上必要な教育

対象者		教育項目 (研究開発段階炉規則第87条の内容)	内容
放射線業務従事者	放射線業務従事者以外		
◎	○	原子炉施設の構造・性能に関すること	作業上の留意事項
◎	◎	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常時の場合に採るべき処置の概要
◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
◎	○	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要

◎：全員が教育の対象者

○ : 会員が教育の対象者
○ : 業務に関連する者が教育の対象

J A E A 作業担当課 (課)	
課長	

様式一2

令和 年 月 日
協力会社名
役職 氏名 ㊞

入所時保安教育講師経歴書

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育を行なう講師について以下のとおり資格要件を満たすことを証明します。

記

1. 講師氏名：

2. 申請区分：□年度申請 (年度)

□当該作業のみ (作業件名 :)

3. 講師要件：(1)高速増殖原型炉もんじゅにおける作業経験

作業内容：

従事期間： 年 月 ～ 年 月 (ケ月)

(2)資格要件

□職長等安全衛生教育修了者 (労働安全衛生法に基づく教育)

(証明として修了証の写しを添付する)

□原子力施設で当該業務に従事し通算1年以上 (3.(1)との合計) である者

従事先：

従事期間： 年 月 ～ 年 月 (ケ月)

年 月 ～ 年 月 (ケ月)

年 月 ～ 年 月 (ケ月)

以上

本資料は様式一1 「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第 117 条に基づく保安教育計画書」の添付として JAEA 作業担当課に提出願います。

ただし、当該年度に他案件により提出している場合はこの限りではありません。

J A E A 作業担当課 (課)	
課長	

樣式—3

令和 年 月 日

協力会社名

役 職 氏 名

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第 117 条に基づく保安教育記録（令和〇〇年度）

区分 (常駐者 or 契約件名) :

教育資料：協力会社用入所時教育テキスト 第〇次改正版

JAEA 立会者：

入所時に実施する教育-(1)原子炉施設の構造・性能に関すること (作業上の留意事項)

- (2) 非常の場合に採るべき処置に関するこ
 - (3) 関係法令及び保安規定の遵守に関するこ
 - (4) 原子炉施設の廃止措置に関するこ

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

注) ②受注者又は講師は、新規作業員に対して口頭等により、理解状況の確認を行う。過去に教育を受講している作業員に対する理解状況の確認は、受講記録が提出されていることをもって行う。

様式-4

保存期限: 5年

受注者不適合連絡票

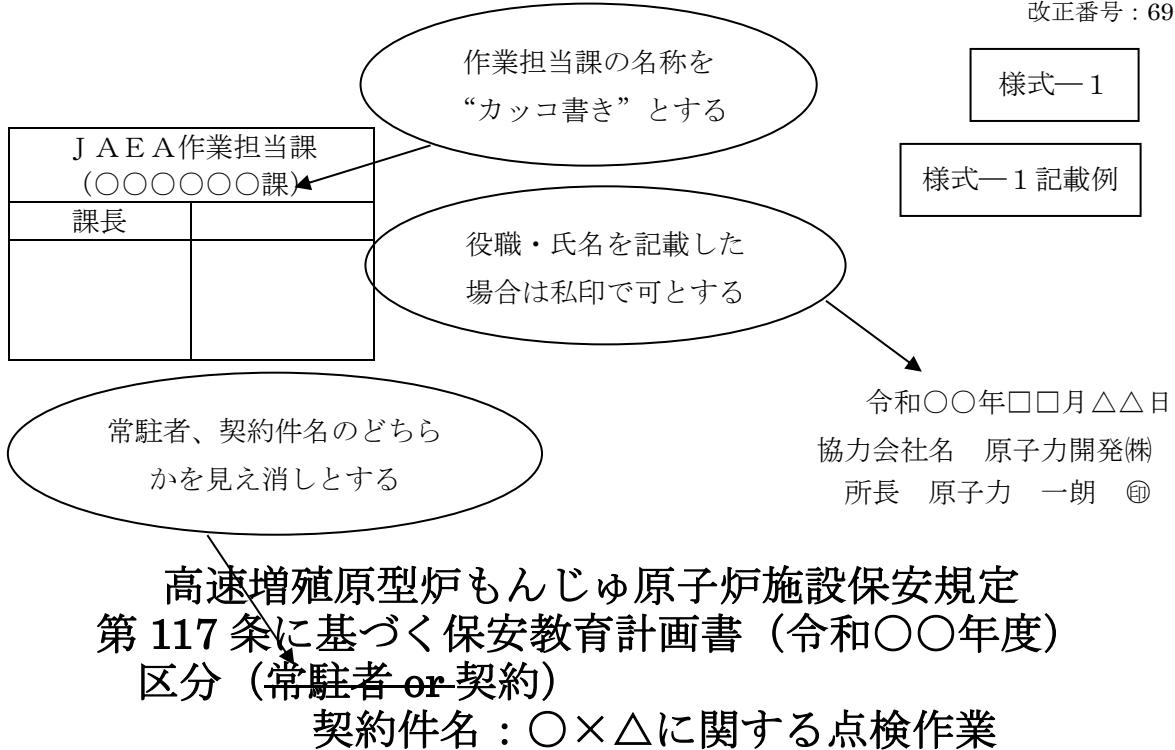
JAEA 管理番号:
JAEA 不適合管理番号:
受注者管理番号:

件名:				発生日: 令和 年 月 日
発生場所:	系統番号:	機器名:		
1. 不適合報告		作成日: 令和 年 月 日	添付資料: 有 無	
《事象発生時の状況》				
《不適合の内容》				
《不適合の処置方法》				
所管部長 (承認) /	品質保証 課長 (確認) /	担当課(課) 課長 /	担当 /	受注者(社名・部署) 承認 /
				審査 担当 /

《不適合の処置の結果》				
所管部長 (承認) /	品質保証 課長 (確認) /	担当課(課) 課長 /	担当 /	受注者(社名・部) 承認 /
				審査 担当 /

2. 是正処置計画	作成日: 令和 年 月 日	添付資料: 有 無		
《不適合の原因》				
《是正処置の内容と実施時期》				
処置完了予定日: 令和 年 月 日				
所管部長 (承認) /	品質保証 課長 (確認) /	担当課 課長 /	担当 /	受注者 承認 /
				審査 担当 /

3. 是正処置報告	作成日: 令和 年 月 日	添付資料: 有 無		
《是正処置の結果》				
所管部長 (承認) /	品質保証 課長 (確認) /	担当課(原紙保管) 室課長 /	担当 /	受注者 承認 /
				審査 担当 /



注) 表1「もんじゅ入所時に安全上必要な教育」に基づき教育を行うこと。

注) 提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

表1：もんじゅ入所時に安全上必要な教育

対象者		教育項目 (研究開発段階炉規則第87条の内容)	内容
放射線業務従事者	放射線業務従事者以外		
◎	○	原子炉施設の構造・性能に関すること	作業上の留意事項
○	◎	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常時の場合に採るべき処置の概要
◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
◎	○	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要

◎・全員が教育の対象者

○：主導が教育の対象者
○：業務に關連する者が教育の対象

様式—2

J A E A 作業担当課 (○○○○○○課)	
課長	

作業担当課の名称を
“カッコ書き”とする

役職・氏名を記載した
場合は私印で可とする

様式—2 記載例

令和○○年○○月△△日
協力会社名 原子力開発(株)
所長 原子力 一朗 ㊞

入所時保安教育講師経歴書

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育を行なう講師について以下のとおり資格要件を満たすことを証明します。

記

1. 講師氏名： 原子力 一朗

いずれかを記載する

2. 申請区分： ■年度申請 (○○年度)
■当該作業のみ (作業件名：○×△に関する点検作業)

3. 講師要件：(1)高速増殖原型炉もんじゅにおける作業経験

作業内容：○×△に関する点検作業

従事期間：○○年△△月～○○年××月 (○ヶ月)

必ず記入する

(2)資格要件

■職長等安全衛生教育修了者 (労働安全衛生法に基づく教育)

(証明として修了証の写しを添付する)

■原子力施設で当該業務に従事し通算1年以上 (3.(1)との合計) である者

従事先： ○○電力 △△発電所

従事期間：△△年××月～△△年○○月 (○ヶ月)

××年○○月～××年△△月 (○ヶ月)

年 月～年 月 (ヶ月)

以上

該当する講
師要件のい
ずれかを記
載する

本資料は様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」の添付としてJAEA作業担当課に提出願います。

ただし、当該年度に他案件により提出している場合はこの限りではありません。

様式-3

様式-3 記載例

令和〇〇年△△月××日

協力会社名 原子力開発(株)
所長 原子力 一朗 ㊞

J A E A 作業担当課 (〇〇〇〇〇〇課)	
課長	

作業担当課の名称を
“カッコ書き”とする役職・氏名を記載した
場合は私印で可とする

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第 117 条に基づく保安教育記録（令和〇〇年度）

区分（常駐者 or 契約件名：〇×△に関する点検作業）

教育資料：協力会社用入所時教育テキスト 第〇次改正版

JAEA 立会者：〇〇課 〇山 △夫

立会いのない場合は棒線を引く

作業員氏名	教育実施日	教育時間	教育場所	講師名	過去の記録	理解状況の確認
高速 太郎	令和〇年××月△△日	10:00~10:40	当社 会議室	原子力 一朗	_____	<input checked="" type="checkbox"/> 確認した
高速 二郎	同 上	同 上	同 上	同 上	_____	<input checked="" type="checkbox"/> 確認した
高速 花子	同 上	同 上	同 上	同 上	_____	<input checked="" type="checkbox"/> 確認した
敦賀 一郎	_____	_____	_____	_____	〇〇年××月△△日 受講済	<input checked="" type="checkbox"/> 確認した
敦賀 二郎	_____	_____	_____	_____	同 上	<input checked="" type="checkbox"/> 確認した
						<input type="checkbox"/> 確認した
						<input type="checkbox"/> 確認した
						<input type="checkbox"/> 確認した
						<input type="checkbox"/> 確認した
						<input type="checkbox"/> 確認した

・保安教育記録を提出する際には、以下のように使用した教育資料名称とその改正番号を記載する。

教育資料：協力会社用入所時教育テキスト 第〇次改正版

【新規作業員】受注者又は講師は、作業員に対して教育内容を理解していることを口頭等により確認し、理解している場合は「□確認した」にチェックを行う。

【過去の作業員】受注者は、作業員の受講記録が提出されていることを確認し、「□確認した」にチェックを行う。

なお、理解不足の場合は、理解を得られるまで再教育を実施した後、当該記録を提出する。

入所時に実施する教育-(1)原子炉施設の構造・性能に関するこ (作業上の留意事項)

- (2)非常の場合に採るべき処置に関するこ
- (3)関係法令及び保安規定の遵守に関するこ
- (4)原子炉施設の廃止措置に関するこ

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

注) ②受注者又は講師は、新規作業員に対して口頭等により、理解状況の確認を行う。過去に教育を受講している作業員に対する理解状況の確認は、受講記録が提出されていることをもって行う。